

障害者福祉のてびき



茨木市

QRコード



障害福祉課ホームページはこちらから→

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です

わたくしたちの 茨木市は

京阪神を結ぶ要路にあって

めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ

発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは

このまちの市民であることに誇りと責任をもち

みんなのしあわせをねがって

より住みよい郷土をつくるために

この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

- 1 心をあわせて あすの力をそだてましょう
- 1 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
- 1 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
- 1 きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
- 1 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

目次

1. 相談窓口

1. 茨木市役所	・・・1
2. 大阪府の相談機関	・・・2
3. 茨木市内の相談支援事業所	・・・3
4. 就労関係	・・・7
5. 障害者虐待防止センター	・・・8
6. 障害を理由とする差別についての相談	・・・9
7. 民生委員・児童委員	・・・9

2. 手帳

1. 身体障害者手帳	・・・10
2. 療育手帳	・・・11
3. 精神障害者保健福祉手帳	・・・12

3. 手当・年金

・特別児童扶養手当	・・・13
・特別障害者手当	・・・13
・障害児福祉手当	・・・13
・大阪府重度障害者在宅生活応援制度	・・・13
・茨木市在日外国人障害福祉金	・・・15
・大阪府重度障害者特例支援給付金	・・・15
・児童扶養手当	・・・15
・障害基礎年金	・・・15
・特別障害給付金	・・・15
・大阪府障害者扶養共済	・・・17

4. 医療

1. 重度障害者医療	・・・18
2. 自立支援医療（更生医療）	・・・18
3. 自立支援医療（精神通院医療）	・・・18
4. 自立支援医療（育成医療）	・・・19
5. ひとり親家庭医療	・・・19
6. 後期高齢者医療制度(障害認定)	・・・19
7. 特定医療費(指定難病)	・・・19
8. 特定疾患医療	・・・20
9. 小児慢性特定疾病医療	・・・20
10. 障害者（児）歯科診療	・・・20

5. 日常生活の援助

1. 補装具費の支給	・・・21
2. 日常生活用具の給付	・・・25
3. 重度身体障害者等住宅改造助成	・・・32
4. 小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具の給付	・・・33
※介護保険制度について	・・・34
5. 各種施策	・・・35
・登録手話通訳者等の派遣	
・重度障害者福祉タクシー利用券	
・自動車運転技能習得費補助	
・自動車改造費補助	
・生活福祉資金の貸付	
・郵便等による不在者投票	
・声の選挙公報、点字版の選挙公報	
・福祉住宅（府営住宅）	
・駐車禁止除外指定車標章	
・視覚障害者等サービス	
・図書館資料の郵送貸出事業	
6. その他	・・・37
・日常生活自立支援事業	
・成年後見制度	

6. 各種軽減

1. 交通運賃の割引	
(1) 電車・バス・航空・船舶	・・・38
(2) タクシー	・・・38
2. NHK放送受信料の減免	・・・38
3. 携帯電話料金割引	・・・38
4. 各種施設の割引	・・・38
5. 有料道路の通行料金割引	・・・39
6. 本市施設利用（個人利用）の減免	・・・40
7. 障害者手帳アプリ「ミライロID」	・・・40
8. 自動車税・軽自動車税の減免	・・・41
9. その他の税の軽減措置	・・・43

7. 障害福祉サービス等について

1. 自立支援給付	・・・44
2. 地域生活支援事業	・・・47

8. 福祉施設

1. 茨木市立障害福祉センター
ハートフル 49
2. 茨木市立障害者就労支援センター
かしの木園 50
3. 茨木市立障害者生活支援センター
ともしび園 50
4. 茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園 50
5. すくすく親子教室 50
6. 茨木市内のオストメイト対応公共施設 51
7. 障害福祉サービス等事業所一覧 51

茨木市障害のある人もない人も共に生きる
まちづくり条例 54

9. 関係団体・ボランティアグループ

1. 福祉団体 52
 - ・茨木市障害児（者）を守るわかくさ会
 - ・茨木市精神障害者福祉協会
 - ・地域・校区で「障害児・者」の生活と
教育を保障しよう茨木市民の会
 - ・茨木市原爆被害者の会
 - ・茨木市視覚障害者福祉協会
 - ・茨木市聴力障害者協会
2. ボランティアグループ 53
 - ・ボランティアグループ「あゆみ」
 - ・手引きグループ「クローバー」
 - ・グループ「みどり」
 - ・音訳ボランティア「グループ藍野」
 - ・茨木市バラの会
 - ・茨木手話サークル「のぼら」
 - ・シルバーアドバイザー 茨木
 - ・精神保健ボランティア「夢ふうせん」
 - ・ボランティアグループ
リーディングサービスN

10. 茨木市障害のある人もない人も共に 生きるまちづくり条例

1. 相 談 窓 口

1. 茨木市役所

障害福祉課(南館2階17番)

電話 072-620-1636

FAX 072-627-1692

内容

- 1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付
- 2)自立支援医療(更生医療)(精神通院医療)(育成医療)、補装具、日常生活用具の給付
- 3)特別児童扶養手当、特別障害者手当等の支給
- 4)障害福祉サービス、地域生活支援事業に関する利用申請・相談
- 5)聴覚障害者生活相談・手話通訳等の派遣
- 6)重度障害者医療
- 7)障害を理由とする差別の相談

福祉総合相談課(南館2階16番)

電話 072-655-2758

内容

- 1)障害者等への総合的・専門的な相談支援(障害者基幹相談支援センター)
- 2)障害者・高齢者の虐待防止
- 3)認知症に関する相談支援
- 4)生活困窮者自立支援法に基づく相談支援(くらしサポートセンター「あすてっぴ茨木」)(生活の困りごとや不安、中高年のひきこもり等の相談 電話 072-655-2752)

長寿介護課(本館2階14番①②)

電話 072-620-1639

072-620-1637

内容

- 1)介護保険料に関すること
- 2)要介護認定に関すること
- 3)介護サービスに関すること
- 4)介護予防に関すること
- 5)在宅福祉サービスについて

地域福祉課(南館2階15番)

電話 072-620-1634

内容

民生委員・児童委員

生活福祉課(南館2階18番)

電話 072-620-1635

内容

- 1)生活保護法に基づく援護、措置
- 2)中国残留邦人等支援法に基づく支援給付

こども政策課(南館3階19番)

電話 072-620-1625

内容

- 1)児童手当・児童扶養手当等の支給
- 2)こども医療
- 3)ひとり親家庭医療
- 4)未熟児養育医療
- 5)ひとり親自立支援、母子・父子・寡婦福祉資金
- 6)助産施設・母子生活支援施設の入所
- 7)おおむね中学生～39歳までのひきこもり・不登校等の相談
- 8)ヤングケアラーに関する相談

子育て支援課

電話 072-624-9301

内容

こども相談グループ

子育て相談 電話 072-624-0961

児童虐待相談 電話 072-624-8951

発達支援課(南館3階20番)

電話 072-620-1633

内容

- 1)すくすく親子教室「発達療育相談」
電話 072-620-9817
- 2)あけぼの学園地域支援「障害児相談」
電話 072-626-0105
- 3)児童発達支援について
(障害児通所支援に関する利用申請)

保育幼稚園事業課(南館3階21番)

電話 072-620-1638

内容

- 1)保育所等の利用
- 2)幼稚園の利用
- 3)幼児教育・保育の無償化に関すること

保育幼稚園総務課(南館3階22番)

電話 072-655-2753

内容

- 1)保育所、幼稚園の運営に関すること
- 2)保育所、幼稚園の地域子育て支援

2. 大阪府の相談機関

機 関 名	相 談 内 容	所 在 地 ・ 電 話
大阪府 障がい者自立相談 支援センター	○地域支援課 地域における障害者の相談支援体制を充実するため、障害者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成を通じて、障害者ケアマネジメントを総合的に推進します。 また、身体障害者手帳及び療育手帳の発行を行います。	〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36 (障がい者医療・リハビリテーションセンター内) (地域支援課) 電 話 06-6692-5261 (身体障がい者支援課) 電 話 06-6692-5262 (知的障がい者支援課) 電 話 06-6692-5263 (手帳発行関係) 電 話 06-6692-5264 F A X 06-6692-3981 06-6692-5340
	○身体障がい者支援課 身体障害者及び難病等による障害者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障害者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（P T）及び作業療法士（O T）を派遣します。 また高次脳機能障害についての相談に応じています。	
	○知的障がい者支援課 知的障害の判定及び専門的相談・指導（知的障害者相談所業務）を実施するとともに、発達障害を伴う知的障害のある方々への支援を充実します。	
大阪府 吹田子ども家庭センター	障害児のあらゆる問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が相談に応じ判定・指導を行っています。また、必要な措置や施設入所手続きを行っています。	〒564-0072 吹田市出口町19-3 電 話 06-6389-3526 F A X 06-6369-1736
茨木保健所	○障害児の早期発見・治療を目的として医学的な相談・指導を行っています。 ○こころの健康づくりから精神的な病気、治療に関するこころの相談を行っています。	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 電 話 072-624-4668 F A X 072-623-6856
大阪府 こころの健康 総合センター	こころの健康づくりから精神的な病気の治療に関するこころの相談、精神障害者の社会復帰、社会参加に関するこころの相談を行っています。	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46 電 話 06-6607-8814 (相談専用) F A X 06-6691-2814
大阪府 発達障がい者 支援センター アクトおおさか	自閉症や関連する発達障害のある方々の生涯にわたる支援システムづくりのために、家族・関係施設等からの相談に応じる等の事業を行っています。	〒540-0026 大阪市中央区内本町 1 - 2 - 13 谷四ばんらいビル10階A 電 話 06-6966-1313 F A X 06-6966-1531

3.茨木市内の相談支援事業所等

(1) 基幹相談支援センター

障害者の相談支援における中核的な総合相談支援機関として、障害者やその家族等からの相談のほか、地域の相談支援事業所に対し、総合的な調整や専門的支援を行っています。

また、障害者の虐待の防止や対応、権利擁護なども行っています。

機 関 名	所在地・電話
障害者基幹相談支援センター	〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8-13 福祉総合相談課内 (茨木市役所南館 2 階 16 番窓口) 電 話 072-655-2758

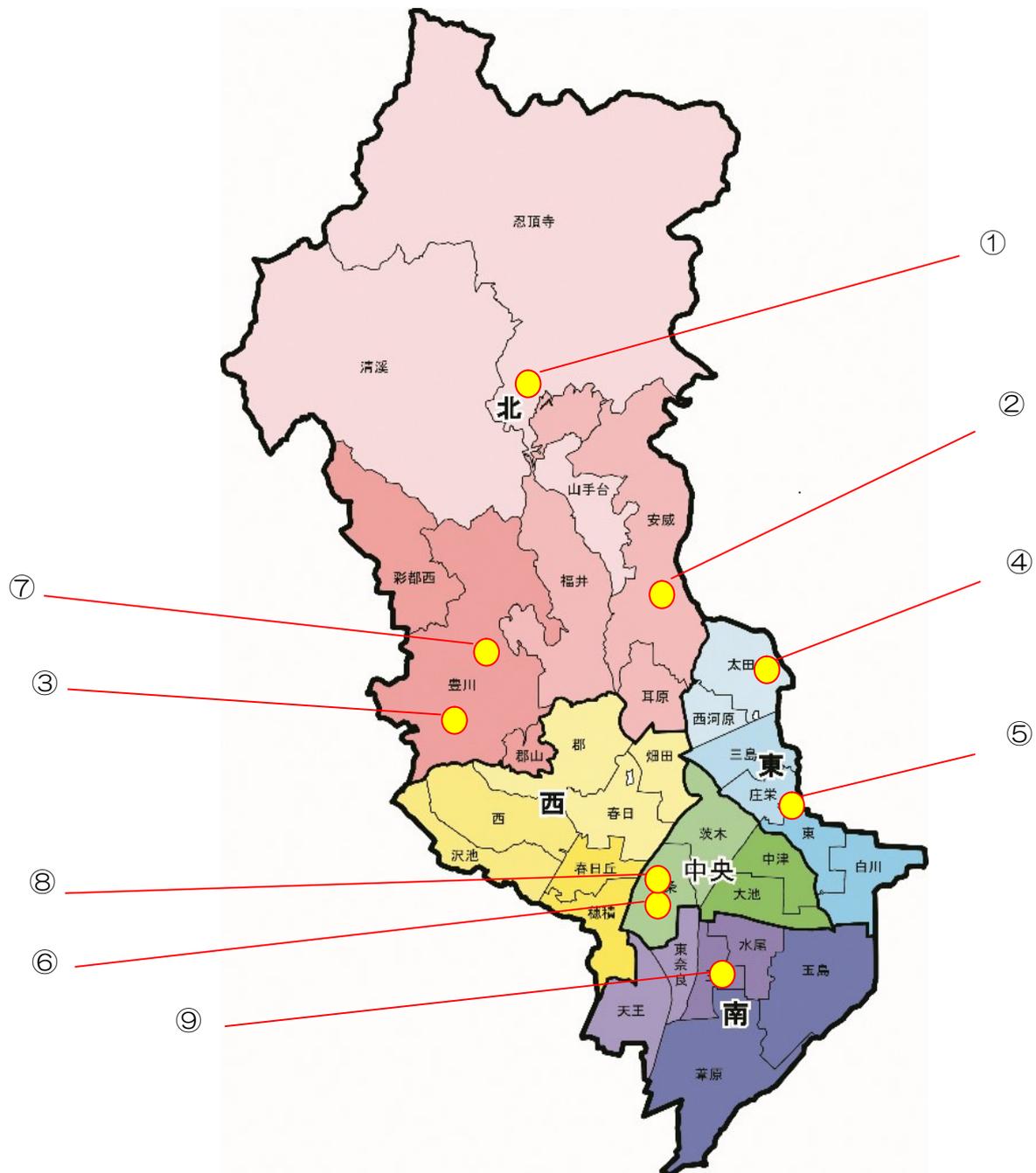
(2) 障害者相談支援センター(委託相談支援事業所)

茨木市の委託を受けて相談支援を行う事業所です。地域の障害者やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行っています。

お住まいの地域ごとに担当のセンターを決めています。

事業所名	担当小学校区			TEL FAX	住 所
① 相談支援事業所 ゆうあい	清溪	忍頂寺	山手台	TEL 072-649-3320 FAX 072-649-3327	〒568-0084 大字安元27
② 相談支援センター あい・あい	安威	福井	耳原	TEL 072-640-5336 FAX 072-643-5767	〒567-0001 安威二丁目4-1
③ 相談支援事業所 あゆむ	豊川	郡山	彩都西	TEL 072-643-7775 FAX 072-640-4875	〒567-0057 豊川三丁目9-16
④ 相談支援センター 藍野療育園	太田		西河原	TEL 072-646-8484 FAX 072-646-8465	〒567-0011 高田町2-23
⑤ 相談支援センター ひまわり	三島		庄栄	TEL 072-626-3310 FAX 072-626-3340	〒567-0806 庄二丁目7-38
	東		白川		
⑥ 相談支援センター 「りあん」	春日	郡	畑田	TEL 072-621-3001 FAX 072-621-3001	〒567-0886 下中条町4-5ラ・フレール102号室
	沢池		西		
⑦ 慶徳会 障がい者相談支援センター	春日丘		穂積	TEL 072-646-7199 FAX 072-646-7228	〒567-0059 清水一丁目28-15
	玉島		葦原		
⑧ いばらき自立支援センター ぽぽんがぽん	茨木		中条	TEL 072-623-9210 FAX 072-623-9203	〒567-0888 駅前一丁目 4-14 エステート茨木駅前 3 階
	大池		中津		
⑨ 相談支援センター リーベ	玉櫛		水尾	TEL 072-632-0906 FAX 072-636-8820	〒567-0895 玉櫛二丁目5-6
	天王		東奈良		

○事業所所在地地図



(3) 指定特定（指定障害児）相談支援事業所

障害福祉サービスの利用にあたり、地域の障害者やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整、福祉サービスの利用調整等を行い、「サービス等利用計画」の作成や経過観察（モニタリング）などを行っています。

事業所名	所在地・電話
菜の花障害者相談支援センター	〒567-0801 茨木市総持寺一丁目1-20 電 話 072-621-7305 F A X 072-621-0725
相談支援センター てん	〒568-0097 茨木市大字泉原76番地2階 電 話 072-649-4800 F A X 072-649-4444
ほくせつ24	〒567-0824 茨木市中津町3-26 電 話 072-638-1466 F A X 072-638-1633
茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 ※児童のみ対象	〒567-0073 茨木市西穂積町8-11 電 話 072-626-0105 F A X 072-626-0105
景仙会相談支援センター	〒567-0033 茨木市松ヶ本町6-37-113号室 電 話 072-697-8562 F A X 072-697-8563
タクト相談支援センター	〒567-0883 茨木市大手町11-8 大手ハイツ102号室 電 話 072-665-8649 F A X 072-344-5469
相談支援センターあゆ	〒567-0831 茨木市鮎川三丁目1-5 電 話 072-657-0237 F A X 072-657-0238
アイビー相談支援センター	〒567-0835 茨木市新堂三丁目26-18 電 話 072-648-5420 F A X 072-648-5420
相談支援 すもも	〒567-0046 茨木市南春日丘一丁目1-16 山本マンション206号室 電 話 072-623-7777 F A X 072-623-7777
茨木相談支援 ポテト	〒567-0027 茨木市西田中町7-6-22 電 話 090-4482-4196
Pro-Stage 相談支援事業部	〒567-0851 茨木市真砂三丁目17-13-101 電 話 072-697-9711
ネクストペンギン	〒567-0031 茨木市春日一丁目5番17号3階 電 話 080-7937-7700
あのね相談支援事業所	〒567-0828 茨木市舟木町17-35 電 話 090-6900-6334
相談支援センターとんぼ	〒567-0837 茨木市南目垣一丁目11-6 電 話 072-648-7676 F A X 072-648-7674
相談支援事業所make-i	〒567-0018 茨木市太田一丁目18-9 電 話 090-3273-7452
すずらん相談支援センター	〒567-0828 茨木市舟木町5-14YNビル5階 電話 072-665-9177 FAX 072-665-7246

※上記の事業所に加え（2）の障害者相談支援センター（委託相談支援事業所）についても、指定特定相談支援事業所として、サービス等利用計画の作成を行い、障害者やその家族からの相談を受けることができます（計画相談支援）。計画相談支援の空き状況については個別にお問合せいただきますようお願いいたします。

(4) 茨木市地区保健福祉センター

健康づくりや生活の困りごと、子育て、障害や介護に関すること、地域活動についてなど世代や分野を問わず、保健や福祉に関する相談、支援を行っています。
訪問される場合は事前にお電話をお願いします。

名 称	担当圏域			電話 FAX	所 在 地
東保健福祉センター	太田	西河原		電話 072-621-3371 FAX 072-621-3370	〒567-0023 西河原二丁目17-4 (西河原多世代交流センター 1階)
	庄栄	三島			
	白川	東			
西保健福祉センター	春日	郡	畑田	電話 072-645-5011 FAX 072-624-5125	〒567-0046 南春日丘五丁目1-8 (沢池多世代交流センター1階)
	沢池		西		
	春日丘		穂積		
南保健福祉センター	天王	東奈良		電話 072-630-2550 FAX 072-634-2520	〒567-0855 新和町21-27 (葦原多世代交流センター1階)
	玉櫛	水尾			
	葦原	玉島			
中央保健福祉センター	茨木	中条		電話 072-620-0081 FAX 072-620-0082	〒567-0819 片桐町 4-26 (障害福祉センターハートフル 内)
	大池		中津		
北保健福祉センター	清溪	忍頂寺	山手台	電話 072-646-6081 FAX 072-646-6082	〒567-0065 上郡二丁目 13-14 (ゴウダ C&E ビル2階)
	安威	福井	耳原		
	豊川	郡山	彩都西		

4.就労関係

機関名	相談内容	所在地・電話
茨木 公共職業安定所 (ハローワーク)	障害者の方の職業問題についての相談・助言指導や就労あっせんなどを行っています。	〒567-0885 茨木市東中条町 1-12 電 話 072-623-2551 F A X 072-645-2650
茨木・摂津障害者 就業・生活支援 センター	(1) 求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。 (2) 求職活動を支援するため、公共職業安定所、事業主等との調整を行います。 (3) 職業準備訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。 (4) 就職後の職場定着にかかる助言などを行います。 ※その他にもさまざまな支援活動を行っています。	〒566-0033 摂津市学園町二丁目 9-28 電 話 072-665-7670 F A X 072-665-7671
OSAKA しごとフィールド	職業の選択方法や、現在の職業の適正などの検査や相談などを行っています。	〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3 階 電 話 06-4794-9198
大阪障害者職業センター	障害者の方の雇用促進をはかるため、障害の種類・程度に応じた職業相談・指導及び就職後のアフターケアにいたるまでの業務を総合的・専門的に行っています。	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラブウ アネックスビル 4 階 電 話 06-6261-7005 F A X 06-6261-7066
大阪障害者 職業能力開発校		〒590-0137 堺市南区城山台 5-1-3 電 話 072-296-8311 F A X 072-296-8313
大阪府立北大阪高等 職業技術専門校	主として障害の固定した肢体の不自由な方及び知的障害の方を対象に、就職を容易にするための職業訓練を行っています。	〒573-0128 枚方市津田山手 2-11-40 電 話 072-808-2151 F A X 072-808-2152
大阪府立夕陽丘高等 職業技術専門校		〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 4-4-1 電 話 06-6776-9900 F A X 06-6776-9905

5. 障害者虐待防止センター

平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。現在、福祉総合相談課内に茨木市障害者虐待防止センターを設置しています。

この法律は、障害者のあたりまえの生活を守り、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐためのものです。虐待は、どこの家庭や施設、会社でも起こりうる問題ですが、虐待をしている人、虐待を受けている人、ともにそれに気づいてない場合があります。特に障害者は、自分から被害を訴えられないことが多いため、周囲の一人ひとりがこの問題を認識し、早期に発見することが大切です。

茨木市障害者虐待防止センターでは、通報や届出、支援などの相談を受け付けています。通報や届出をした人の情報は守られますので、「虐待かな?」と思ったら勇気を持って相談してください。

～ 虐待通報専用ダイヤル ～

072-622-5585 (24時間・365日対応)

～ 虐待通報専用メールフォーム ～

gyakubouc@city.ibaraki.lg.jp

こんなことが虐待です

身体的虐待

- ◎体罰を与える、
- ◎身動きが取れない状態にする、
- ◎部屋に閉じ込める、◎不要な薬を飲ませる など

性的虐待

- ◎わいせつな行為をしたりさせたりする、◎わいせつな物を見せる、◎わいせつな言葉を言ったり言わせたりするなど

心理的虐待

- ◎怒ったり悪口を言ったりして心に傷を与える、
- ◎無視や仲間はずれにする、◎いやがらせをする、
- ◎子ども扱いる など

放棄・放置 (ネグレクト)

- ◎十分な食事を与えない、◎不潔な環境で生活させる、◎病院や学校に行かせないなど

経済的虐待

- ◎年金や賃金を渡さない、◎勝手に貯金や財産を使う、◎日常生活に必要なお金を渡さない など

6. 障害を理由とする差別についての相談

障害を理由に民間事業者などから差別を受けたと感じたときや、差別かどうか分からなくても嫌な思いをしたときなど、市役所にご相談ください。

【主な相談窓口】

茨木市役所 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121 (代表)

- 障害福祉課 (南館2階17番)
 - 人権・男女共生課 (本館2階10-②番)
 - 事業の担当課
- 地域の障害者相談支援センターなど

問合先	障害福祉課	電話 (直通)	072-620-1636
		FAX	072-627-1692

7. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です。必要に応じて、市役所や関係機関と連絡・調整を行います。お住いの地域の担当民生委員・児童委員の連絡先については、地域福祉課にお問い合わせください。

問合先 地域福祉課 (南館2階15番)
電話(直通) 072-620-1634

2. 手帳-いろいろな施策をうけるためには次の手帳が必要です-

1. 身体障害者手帳

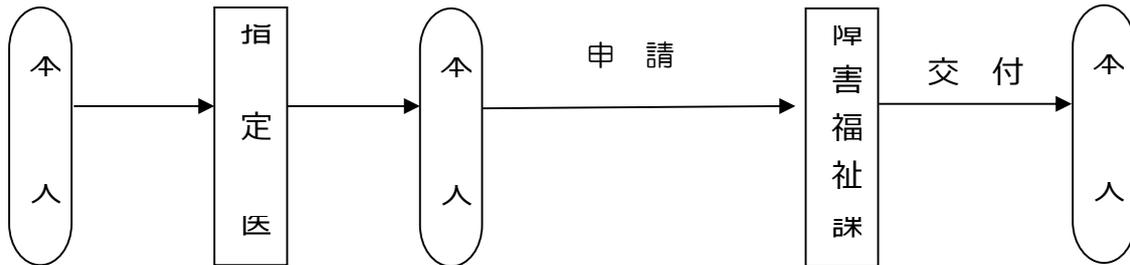
身体障害者手帳は、身体に障害のある方が各種の施策や相談などを受けるときに必要となるものです。

・ 障害の程度

障害の状態により、1級から7級までの等級区分があります。

身体障害者手帳交付となるのは、1～6級のみで、7級は交付対象となりません。

・ 交付申請の流れ



・ 諸手続きについて

手 続	内 容	必要なもの						備考
		印 鑑	顔写真	診断書	手 帳	領収書	個人番号 確認書類	
新規交付	・初めて手帳の交付を受けようとするとき	△※1	○	○	-	△※2	○	※1 診断書料の請求の際には必要です（自署の場合は押印不要）。 ※2 領収書は診断書作成に係るもの (市町村民税非課税世帯対象)
再認定	・障害の程度が変わったり、他の障害が加わったとき	△※1	○	○	○	△※2	○	
等級変更								
障害名追加								
居住地変更	・住所が変わったとき	-	-	-	○	-	○	
氏名変更	・氏名が変わったとき	-	-	-	○	-	○	
再 交 付	・手帳を紛失したとき	-	○	-	-	-	○	
	・手帳を破損したとき	-	○	-	○	-	○	
返 還	・死亡したとき	-	-	-	○	-	-	
	・必要でなくなったとき	-	-	-	○	-	○	

※申請された内容により大阪府社会福祉審議会に諮問する場合があります。

※診断書は、**所定の様式**が障害福祉課にあります。

障害福祉課のホームページからもダウンロードできます。

茨木市ホームページから「身体障害者手帳」と検索してください。

※診断書は、**指定医師に記入**していただく必要があります。

検索サイトから「身体障害者手帳 指定医師検索システム」と検索してください。

※顔写真は、上半身脱帽の最近撮影した写真（たて4cm×よこ3cm）

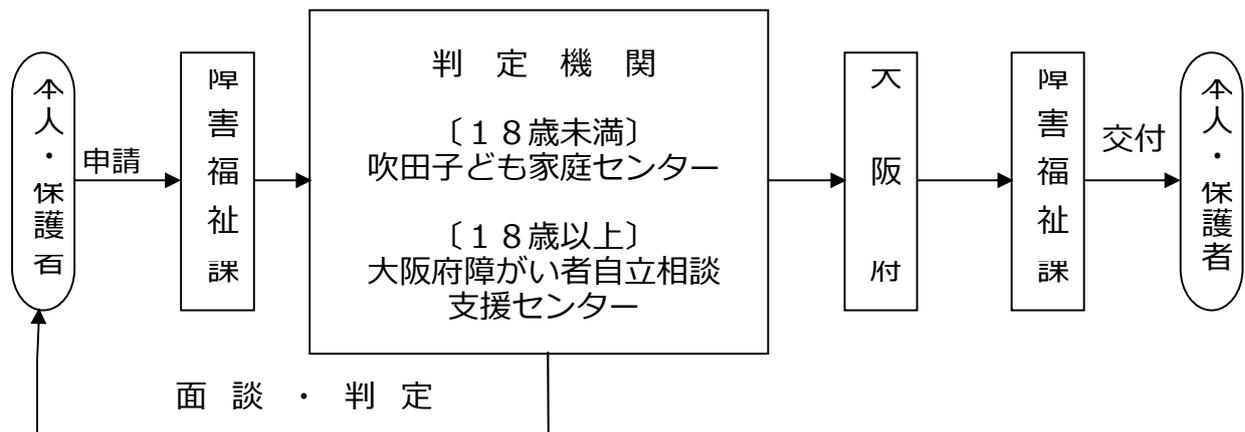
※個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）

（個人番号が記載された住民票の写しの場合は、身分証明の書類の提示が必要です。）

2. 療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方とその保護者が、各種の施策や療育指導などを受けるときに必要となるものです。

- ・ 障害の程度
障害の状態により、A、B1、B2の等級区分があります。
- ・ 手帳交付（更新）の流れ



- ・ 諸手続きについて

手 続	内 容	必要なもの		
		顔写真 ※1	手帳	個人番号 確認書類 ※2
新規交付	・初めて手帳の交付を受けようとするとき ・大阪府外、大阪市、堺市からの転入	○	-	○
更 新	・再判定年月が近づいたとき※3	○	○	○
再 交 付	・手帳を紛失または破損したとき	○	○ (破損時)	-
記載事項 変 更	・府内（市内も）で住所が変わったとき ・本人、保護者の氏名や連絡先が変わったとき ・身体障害者手帳の等級や障害名が変わったとき	-	○	-
返 還	・該当しなくなったとき ・必要でなくなったとき ・死亡したとき ・大阪府外、大阪市内、堺市内へ転出するとき	-	○	-

※1 顔写真は上半身脱帽の最近撮影した写真（たて4cm×よこ3cm）。

※2 個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）
（個人番号が記載された住民票の写しの場合は、身分証明の書類の提示が必要です。）

※3 療育手帳は、**数年に1度、判定を受け直して更新**しなければなりません。

判定の際に次の判定年月が指定されますので、それまでに**更新手続き**をしてください。（**特別児童扶養手当等の受給が関係する場合は特に早く**してください。）

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方が各種の施策などを受けるときに必要となるものです。障害の程度により、1級、2級、3級の等級区分があります。

・有効期間

手帳の有効期間は2年です。

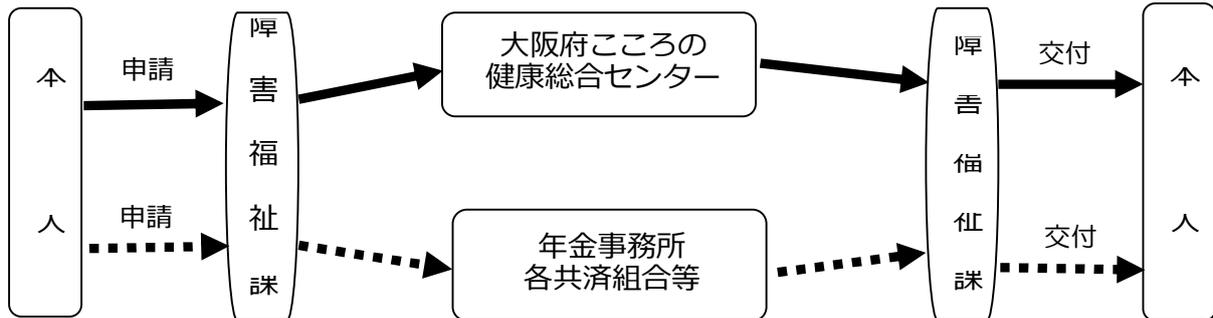
更新手続きは、有効期限の3か月前から行うことができます。

診断書の場合



・手帳交付(更新)の流れ

障害年金等級の場合



・諸手続きについて

手続方法		必要なもの			
		顔写真 ※1	診断書	手帳	個人番号 確認書類※2
新規交付	診断書による 手帳交付	○	○	—	○
	障害年金等級による 手帳交付		—	—	○
更新 等級変更	診断書による 手帳交付	○	○	○	○
	障害年金等級による 手帳交付		—	○	○
氏名変更、住所変更		—	—	○	○
転入		○	—	○	○
再交付		○	—	—	○
返還		—	—	○	○

※1 顔写真は、上半身脱帽の最近撮影した写真（たて4cm×よこ3cm）。

※2 個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）
（個人番号が記載された住民票の写しの場合、身分証明の書類の提示が必要です。）

3. 手当・年金

-障害の程度に応じて、手当・年金が支給されます-

名 称	機関	年齢要件	受給者	支 給 要 件	手当額
特別児童扶養手当	国	20歳未満	養育者	身体障害・知的障害又は精神障害のある20歳未満の児童を監護している父母もしくは父母にかわって児童を養育する人に支給されます。障害認定があり、障害の程度は、国民年金法の1級、2級の障害程度に相当するものです。	障害児1人につき 月 額 重 度 56,800円 中 度 37,830円
特別障害者手当	国	20歳以上	本人	身体・知的・精神に著しく重度で継続する障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方 ※詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。	月 額 29,590円
障害児福祉手当	国	20歳未満	本人	身体・知的・精神に著しく重度で継続する障害がある20歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。障害の程度は、身体障害者手帳1級又は2級の一部あるいは療育手帳Aのうち最重度に相当するものです。	月 額 16,100円
大阪府重度障害者 在宅生活応援制度	府	-	介護者	重度の身体障害（1・2級）と重度の知的障害（療育手帳A）を併せもつ重度障害者（児）の介護者に支給されます。（大阪府下に在住のこと）	月 額 10,000円

支給月	支給制限 (下記に該当するときは支給されません)	必要なもの	申請先
4月 8月 11月 の各月11日 に銀行振込 (11日が休業 日の場合は前 営業日)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者の前年の所得が一定額以上あるとき、又は受給資格者と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき ・対象児童が施設（通園施設は除く）に入所しているとき (一部在宅扱いとなる施設もあります。) ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・受給資格者の口座番号確認書類 ・受給資格者と対象児童の戸籍（抄）謄本 ・振込先口座申出書 ・個人番号確認書類 ・診断書（所定の様式）等 (手帳の所持者は省略できる場合があります。) 	障害福祉課
2月 5月 8月 11月 の各月10日 に銀行振込 (10日が休業 日の場合は前 営業日)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき ・施設に入所しているとき (一部在宅扱いとなる施設もあります。) ・3か月を越えて入院しているときなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書 ・所得状況届 ・振込依頼書 ・本人名義の口座番号確認書類 ・診断書（所定の様式） ・個人番号確認書類 	障害福祉課
2月 5月 8月 11月 の各月10日 に銀行振込 (10日が休業 日の場合は前 営業日)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき ・施設に入所しているとき (一部在宅扱いとなる施設もあります。) ・障害を支給事由とする年金給付を受けているときなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書 ・所得状況届 ・振込依頼書 ・本人名義の口座番号確認書類 ・診断書（所定の様式） ・個人番号確認書類 (手帳の所持者は省略できる場合があります) 	障害福祉課
7月 10月 1月 4月 の各月末日に 銀行振込 (末日が休業日 の場合は前営 業日)	<ul style="list-style-type: none"> ・入院しているとき (付添証明がある場合を除く) ・施設（グループホームも含む）に入所しているとき ・特別障害者手当受給者 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・介護者名義の口座番号確認書類 	障害福祉課

名称	機関	年齢要件	受給者	支給要件	手当額
茨木市 在日外国人 障害福祉金	市	-	本人	<ul style="list-style-type: none"> ・現在身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A)を所持していること ・昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、かつ、当時日本国内において外国人登録をされていたこと ・昭和57年1月1日以前に障害者であった方(同日以後に障害者になった者で、障害の発生原因の初診日が同日以前である場合も含みます) ・現在本市に住民登録されていること 	月 額 20,000 円
大阪府 重度障害者 特例支援給付金	府	-	本人	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に居住する外国人(帰化された方も含みます)ただし、大阪府外の社会福祉施設に入所している方で府下の市町村の措置を受けている方は含みます ・昭和57年1月1日より前に日本国内に外国人登録されている方 ・昭和57年1月1日より前に満20歳に達していた方で同日より前に身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A)のいずれかの交付を受けた方(帰化された方は、同日より前の外国人であった時に手帳の交付を受けた方に限ります)もしくは昭和57年1月1日以後に手帳の交付を受けた方でその障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日より前にある方の三要件のいずれにも該当する方 	月 額 20,000 円
児童扶養手当	国			<ul style="list-style-type: none"> ・父親又は母親が、政令で定める程度の障害状態にあり、18歳到達後最初の年度末まで(政令で定める程度の障害状態にある場合は20歳になる月まで)の児童を養育している方 	月額 第1子 46,690円 ～11,010円 第2子以降 11,030円 ～5,520円
障害基礎年金	国	20歳以上	本人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として国民年金に加入中に初診日がある病気やけがで、法令に定める障害の状態に該当されたとき(保険料納付要件有り) ・20歳前に病気やけがの初診日がある場合は、20歳以後、法令に定める障害の状態に該当されたとき(保険料納付要件無し) 	年 額 1級障害 1,020,000円 (68歳以 1,017,125円) 2級障害 816,000円 (68歳以上は 813,700円)
特別障害給付金	国		本人	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金任意加入対象であった学生や、被用者等の配偶者が、任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない場合、法令で定める障害の状態に65歳に達する日の前日までに該当したとき 	月 額 1級 55,350円 2級 44,280円

支給月	支給制限 (下記に該当するときは支給されません)	必要なもの	申請先
9月、3月に銀行振込	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給したとき 福祉施設に入所したとき 公的年金を受給したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金受給状況調書 外国人登録をされていたことを証する書類 身体障害者手帳又は療育手帳 本人名義の銀行通帳 	障害福祉課
4月と10月に銀行振込	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給したとき 大阪府以外の市町村の措置で福祉施設に入所したとき 公的年金を受給したとき 本人の前年度所得が知事の定める額を超えるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金未受給状況等申立書 外国人登録をされていたことを証する書類 市町村長の発行する課税証明 身体障害者手帳又は療育手帳 	障害福祉課
<p>※所得制限があります ※詳しくはこども政策課へお問合せください (南館3階19番窓口)</p> <p style="text-align: right;">電話：072-620-1625</p>			
<p>※20歳前からの病気やけがの場合は、所得制限があります ※初診日が65歳以降にある方は支給対象となりません。 ※詳しくは保険年金課 年金係へお問合せください (本館1階8番窓口)</p> <p style="text-align: right;">電話：072-620-1632</p>			
<p>※所得制限があります。 ※詳しくは保険年金課 年金係へお問合せください (本館1階8番窓口)</p> <p style="text-align: right;">電話：072-620-1632</p>			

大阪府障害者扶養共済

障害者の将来に対し、保護者の方が持たれる不安を軽くするために、**保護者の方が**死亡し又は身体に著しい障害を有することとなった場合、掛金に応じて障害者に年金が支給されます。

加入できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（身体障害者手帳1～3級）、知的障害者、もしくは精神障害者、あるいは同程度の障害を有する者の保護者で次の要件をみたしている方 ①大阪府内に住所があること（大阪市・堺市を除く） ②65歳未満であること（4月1日現在） ③特別の病気や障害がないこと 																
掛 金	<p>掛金の額（月額）は、次のとおりで1口目加入時又は2口目追加時の年齢により固定します。したがって、2口加入者は加入時と追加時の年齢の該当する掛金の合計となります。（年齢は4月1日における満年齢で計算します。）</p> <table border="1" data-bbox="459 640 1369 1055"> <thead> <tr> <th>加入（追加）時の年齢</th> <th>掛 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満の方</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満の方</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満の方</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満の方</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満の方</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満の方</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の方</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※脱退されても相互扶助の立場から、掛金は返還されません。</p>	加入（追加）時の年齢	掛 金	35歳未満の方	9,300円	35歳以上40歳未満の方	11,400円	40歳以上45歳未満の方	14,300円	45歳以上50歳未満の方	17,300円	50歳以上55歳未満の方	18,800円	55歳以上60歳未満の方	20,700円	60歳以上65歳未満の方	23,300円
加入（追加）時の年齢	掛 金																
35歳未満の方	9,300円																
35歳以上40歳未満の方	11,400円																
40歳以上45歳未満の方	14,300円																
45歳以上50歳未満の方	17,300円																
50歳以上55歳未満の方	18,800円																
55歳以上60歳未満の方	20,700円																
60歳以上65歳未満の方	23,300円																
掛金減免 （1口分のみ）	<p>生活保護受給世帯 _____ 全額免除 市町村民税非課税世帯 _____ 半額免除 市町村民税所得割非課税世帯 _____ 3割免除 ※減免の期間は申請書の提出のあった月の翌月から次の年の6月までです。</p>																
年 金 の 額	<p>加入者が死亡したり、重度の障害となったときから請求によって毎月1口につき20,000円支給（2口40,000円）</p>																
弔 慰 金	<p>1年以上加入した後、障害者が死亡したときは、加入期間に応じ一時金が支給されます。 50,000円～250,000円</p>																
申 請 先 （障害福祉課）	<p>〈加入申込に必要な書類〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入等申込書 2. 加入申込者告知書 3. 障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳等証明できるもの） 4. 年金管理者指定届書（障害者が年金を管理することが困難なとき） 5. 加入申込者・障害者・年金管理者の住民票の写し （掛金減免申請をする方は世帯全員の住民票の写しが必要です。） 6. 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯の方は、世帯全員分の生活保護証明書又は所得証明書 7. 印鑑 <p>※他府県からの転入の場合は2、3の書類は不要です。 ※2口目の追加の申込だけの場合は3、4、6の書類は不要です。</p>																

4. 医 療

障害者（児）の医療費等に対する助成を行っています。

1. 重度障害者医療（年齢制限なし）

対象者が医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。
なお、治療用装具・訪問看護利用料（介護保険適用分は除く）等も対象になります。

- 対 象 者：①身体障害者手帳1・2級を所持している方
②療育手帳Aを所持している方
③身体障害者手帳3～6級を所持し、かつ、療育手帳B1を所持している方
④精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
⑤特定医療費（指定難病）又は特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者
※**所得の制限**があります。
- 助 成 額：健康保険等適用後自己負担分（※）から一部自己負担額（下記参照）を除いた額
※他の制度で助成を受けられる場合は他の公費適用後の額に対する助成
- 一部自己負担額：一つの医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーションあたり1日500円以内
- 一部自己負担額：一月の間に、医療機関等に支払われた一部自己負担額の合算額が、3,000円の軽減措置を超えたことが確認できた対象者には、別途申請案内を送付し、申請により3,000円を超えた分について償還します。
- 必要なもの：保険情報が確認できるもの、個人番号確認書類、上記対象者に該当する証明（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、障害年金証書等）
- 申 請 先：障害福祉課（市役所南館2階17番）

2. 自立支援医療（更生医療）

18歳以上の方で障害程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的として指定医療機関で手術等を受ける場合、必要な医療費が助成されます。原則として医療費の**1割は自己負担**。

- 対 象 者：医療を受けようとする内容に関係する障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方※**所得の制限**があります。
 - 適 用 医 療：人工関節置換術、人工ペースメーカー埋込術、血液透析等
- 必要なもの：身体障害者手帳、更生医療意見書及び明細表、保険情報が確認できるもの、特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全等の場合）、個人番号確認書類
- 申 請 先：障害福祉課（市役所南館2階17番）

3. 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のある方が指定医療機関に継続して通院する場合、健康保険その他の制度を組合せて公費で支払われます。原則として医療費の**1割は自己負担**。

- 対 象 者：精神疾患のため、通院医療を受ける必要がある方
※入院中は対象となりません。
※**所得の制限**があります。
- 必要なもの：診断書（障害福祉課に様式があります）、保険情報が確認できるもの、個人番号確認書類
受給者証（継続・変更申請の場合）
- 申 請 先：障害福祉課（市役所南館2階17番）
※新規申請の場合は、精神障害者保健福祉手帳の写しで申請可能な場合がありますので、ご相談ください。

4. 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の方で障害を有する、もしくは現存する疾患を放置しておく、将来において障害を残すと認められる者が、指定医療機関で手術等を受ける場合、必要な医療費が助成されます。原則として医療費の1割は自己負担。

- 対象者：医療を受けようとする内容に係る障害があり、確実な治療効果が期待しうると認められる方
※所得の制限があります。
- 適用医療：先天性股関節脱臼、斜視、小耳症、口唇口蓋裂、肺動脈狭窄、腎不全、尿道下裂等
- 必要なもの：申請書、医師の意見書、保険情報が確認できるもの、個人番号確認書類
- 申請先：障害福祉課（市役所南館2階17番）

5. ひとり親家庭医療（母子・父子家庭以外でも助成対象となります）

ひとり親家庭（父親又は母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童とその養育者が、医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。治療装具等も対象となります。

※所得の制限があります。

- 対象者：健康保険加入のひとり親家庭（父親又は母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童（18歳到達後最初の年度末まで）とその養育者
- 必要なもの：詳しくはこども政策課へお問い合わせください。
- 申請先：こども政策課（市役所南館3階19番）

6. 後期高齢者医療制度(障害認定)

65歳から74歳で一定の障害がある方は、申請をすることで、現在加入している健康保険から、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

後期高齢者医療制度への加入は、ご本人様の選択となります。

給付内容や保険料等の詳細は、保険年金課高齢医療係までお問合せください。

- 対象となる：国民年金法等における障害年金1・2級
一定の障害 身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部※
（一部とは、音声・言語、下肢（1号・3号・4号）障害を指します。）
精神障害者保健福祉手帳1・2級
療育手帳A
- 必要なもの：一定の障害があることを証明する障害者手帳等
- 申請先：保険年金課高齢医療係（市役所本館1階6番）

7. 特定医療費（指定難病）

平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病(令和7年4月から348疾病)に対して医療費の助成を行っています。

対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては茨木保健所にお問い合わせください。

- 申請先：茨木保健所 電話:072-624-4668

8. 特定疾患医療

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しく医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。

難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年7月1日現在、4疾患）に対して医療費の助成を行っています。

対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては茨木保健所にお問い合わせください。

- 申請先：茨木保健所 電話:072-624-4668

9. 小児慢性特定疾病医療

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を、公費によって助成する制度があります。

対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は茨木保健所にお問い合わせください。

- 申請先：茨木保健所 電話:072-624-4668

※小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付については障害福祉課で行っています。
詳しくは **33** ページをご参照ください。

10. 障害者（児）歯科診療

市内の歯科診療所で受診が困難な障害者（児）の方に、次の医療機関で歯科の診療・治療を行っています。

※障害者(児)歯科保健診療施設一覧 * 受診される前に必ず当該医療機関に電話でご相談ください。

施設名	所在地	電話・FAX	診療日
北大阪ほうせんか病院	〒567-0052 茨木市室山 1-2-2	TEL: 072-643-6921 FAX: 072-641-4604	医療機関に お問合せください

5. 日常生活の援助

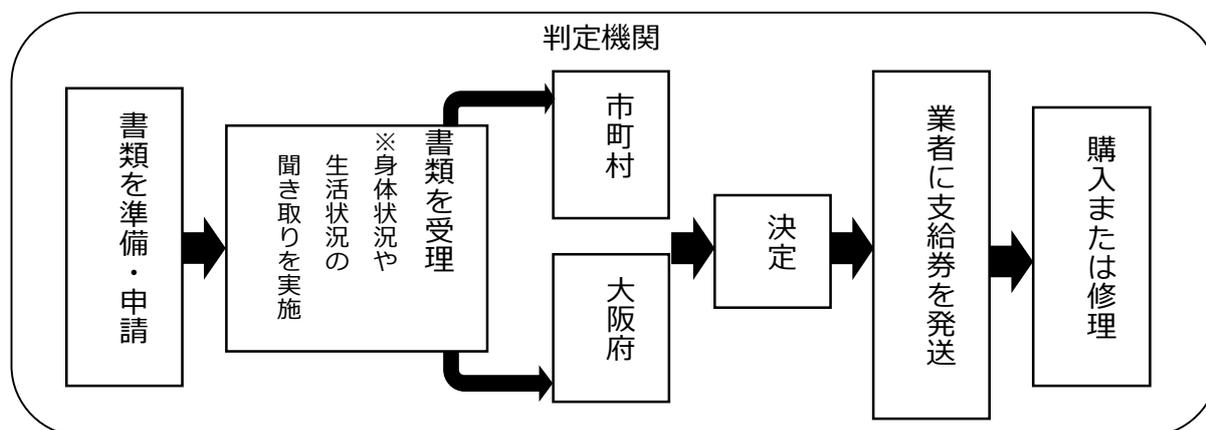
1. 補装具費の支給（購入・借受け・修理）

障害を補い、日常生活を円滑にするためにその障害に適合する用具の購入・借受け・修理費が支給されます（原則1割負担）。なお、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給は**介護保険サービスや労災制度、健康保険などからの給付が優先**となります。

（1）申請手続

- ・ **購入する前に必ず申請が必要**です。購入後の申請はいかなる理由があっても受付できません。
- ・ 障害者総合支援法において認定されている**難病患者等**（身体障害者手帳の認定基準と同程度の身体障害が認められる方）も給付を受けることができます。必要書類が異なる場合がありますので、障害福祉課にご相談ください。

申請から購入または修理までの流れ



市町村判定：決定まで2～3週間かかります

大阪府判定：決定まで1カ月半～2カ月程かかります

（2）必要書類

- 購入**
- ・ 申請書、**意見書、処方箋**、見積書、印鑑（自署の場合は押印不要）、個人番号確認書類（場合によって→）特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。
 - 補装具の種類によって、意見書や処方箋の提出が必要ない場合があります。
 - ※必要書類の詳細は、（5）補装具の種類の表「判定機関・必要書類」の項目を参照。
 - ※各補装具の意見書、処方箋には所定の様式があり、窓口での配布、ホームページからのダウンロードが可能です。

- 修理**
- ・ 申請書、見積書、印鑑（自署の場合は押印不要）、個人番号確認書類が必要です。
 - ・ 修理の内容によっては、意見書などの書類が追加必要となる場合がございます。（新たに別の機能や部品を付属する時、大幅な修理が必要な時など）

- ・ かかりつけ医がなく意見書を依頼できる病院がない方は、大阪府障がい者自立相談支援センターによる**巡回相談**を受けることもできます。
- ・ 茨木市での開催は**偶数月の第一水曜日**を予定しており、事前に**予約が必要**です。

(3) 公費基準額・自己負担・所得制限について

- ・各補装具の公費で負担できる基準額は、厚生労働省の規定により決まっており、必要な補装具の種類等によってそれぞれ異なります。(詳細は下記の厚生労働省ホームページを参照)
- ・自己負担については、市町村民税の納付状況に応じて、下記の通り設定されており、1ヶ月あたりの負担上限月額は37,200円となっております。

区 分	自己負担	負担上限月額 (円)
生活保護受給中	負担なし	—
市町村民税 非課税世帯	※公費基準額内に限る	
市町村民税 課税世帯	定率 1 割負担	37,200

- ・所得制限について、18歳以上で障害者本人及び配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合、補装具費支給の対象外となります。

意見書・処方箋の様式ダウンロード
(大阪府ホームページより)



補装具費公費基準額
(厚生労働省ホームページより)



(4) 注意事項

- ・補装具は1種目につき原則1個の支給となります。
- ・交付決定した補装具は、上記にある耐用年数内は基本的には再交付ができません。
ただし、障害状況の変化などによって考慮される場合もあるため、その際にご相談ください。
- ・補装具を紛失された場合、お一人一回のみは耐用年数内でも再交付が可能な場合があるため、その際もご相談ください。

<補聴器について>

- ・購入、修理の補助ができるのは基本的には片耳分のみとなっております。
- ・耳あな型補聴器は、耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特別に認めた場合のみ支給されます。(マスクや眼鏡をつけるなどの理由は、支給対象外です)
ただし、公費負担は耳かけ型補聴器分のみで、差額自己負担して耳あな補聴器を購入することは可能です。

<義肢・装具について>

- ・初回購入時は、必ず健康保険を利用し、治療用義肢(仮義足)・装具としての作製となります。治療用義肢(本義足)・装具の作り替えとなる時に、補装具制度の利用が可能となります。
- ・装具などの型式が変更になる場合(短下肢装具 両側支柱→短下肢装具 硬性 等)も健康保険を利用し、治療用装具としての作製が必要です。



「(5) 補装具の種類」表は
次のページ

(5) 補装具の種類

※印の種目については、介護保険サービスでの福祉用具の支給・貸与が優先です。

障害種別	対象となる障害等級	種目	種類	耐用年数	判定機関	申請書除く必要書類		
肢体不自由	上肢機能障害	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	1～5年	大阪府障害者自立相談支援センター ※18歳未満は市町村	意見書 処方箋 見積書		
		上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP 伸展・屈曲装具、指装具、B.F.O (食事動作補助器)	2～3年				
	体幹機能障害	体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具	1～3年				
	下肢機能障害	義足	股義足、大腿義足、下腿義足、膝義足、果義足、足根中足義足、足指義足	1～5年				
		下肢装具	股装具、膝装具、長下肢装具、短下肢装具、ツイスター、靴型装具、足底装具、靴の補正	1.5～3年				
	体幹機能障害 下肢機能障害	座位保持装置	平面形状型、モールド型、シート張り調節型	3年				
	下肢機能障害 (2級以上) 体幹機能障害 (3級以上)	車いす ※	普通型、手押し型、リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、片手駆動型、前方大車輪型、レバー駆動型、手動リフト式普通型	6年				
	下肢機能障害 (2級以上) 体幹機能障害 (3級以上) + 上肢機能障害 or 環境的要因	電動車いす ※	普通型、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式、電動リクライニング・ティルト式	6年				
	体幹機能障害 下肢機能障害	クッション ※	空気室構造、バルブ調整、フローテーションパッド、	—				
			※単層、多層、立体編物構造、ゲルとウレタン、特殊形状クッション	—				
	体幹機能障害 下肢機能障害	歩行器 ※	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型	5年			市町村	意見書 (処方箋) 見積書
	体幹機能障害 下肢機能障害	補助杖 ※	松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多脚つえ、ブラットホーム杖 ※一本杖は日常生活用具の対象	2～4年				見積書
重度の両上下肢機能障害 + 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	ソフトフェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。	5年	大阪府障がい者自立相談支援センター	意見書兼 処方箋 見積書			

障 害 種 別	対象となる 障害等級	種 目	種 類	耐 用 年 数	判 定 機 関	申請書除く 必要書類
視覚 障害	視力障害 視野障害	視覚障害者安全つえ（白杖）	普通用、携帯用、身体支持併用	2～5年	市町村	見積書
	視力障害	眼鏡	矯正用眼鏡、遮光用眼鏡（前掛式、掛けめがね式）、コンタクトレンズ、弱視用眼鏡（掛けめがね式、焦点調整式）	4年		意見書 処方箋 見積書
		義眼	レディメイド、オーダーメイド	2年		
	視野障害	眼鏡	遮光用眼鏡（前掛式、掛けめがね式）	4年		
聴覚 障害	聴覚障害 2級・3級	補聴器	重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型	5年	大阪府 障がい者自立相談支援 センター ※18歳未満 は市町村	見積書
	聴覚障害 4級・6級		高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型			意見書 見積書
	聴覚障害	補聴器	※ <u>耳の形状や教育・職業上の理由から医師が必要と認めた場合のみ</u> 耳あな型（レディメイド、オーダーメイド）、FM型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型			
	聴覚障害	人工内耳 ※人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ 補装具制度で対応（バッテリーや電池は対象外、埋込など購入の際は健康保険を利用）				—
内部 障害	平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 ※障害内容にも よります	車いす ※	普通型、手押し型、リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、片手駆動型、前方大車輪型、レバー駆動型、手動リフト式普通型	6年	大阪府 障がい者自立相談支援 センター ※18歳未満 は市町村	意見書 処方箋 見積書
		電動車いす ※	普通型、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式、電動リクライニング・ティルト式	6年		

意見書・処方箋の様式ダウンロード
(大阪府ホームページより)



補装具費公費基準額
(厚生労働省ホームページより)



2. 日常生活用具の給付

重度障害者の方は、日常生活を容易にするための用具の給付を受けることができます。ただし、障害の内容により給付の対象が変わります。また、**難病患者**等の方も、給付を受けることができる種目があります。

(1) 日常生活用具の種類

表中の記号：意…別途**意見書**の提出が必要(参考様式あり)

※…**介護保険サービス**での福祉用具の支給・貸与が**優先**される種目

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	音声・言語・ てしやく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数(年)	備考 (注意事項・対象者)
便器※			2級以上							○意)	手すり付き:9,850 手すりなし:4,450	8	
特殊便器	2級以上							療育A		○意)	120,000	8	取替えに住宅改修を伴うものを除く
特殊尿器※			1級							○意)	67,000	5	常時介護を要する者
収尿器		2級以上									男性用普通型:7,931 男性用簡易型:5,871 女性用普通型:8,755 女性用簡易型:6,077	1	上肢及び下肢の重複重度障害者であって、脊髄損傷等による排尿障害がある者
訓練用ベッド			2級以上							○意)	159,200	8	18歳未満が対象
特殊寝台※			2級以上							○意)	154,000	8	18歳以上が対象
特殊マット※			1級					療育A		○意)	90,000	5	18歳未満は2級以上
訓練いす			2級以上								33,100	5	18歳未満が対象
入浴補助用具※			2級以上							○意)	90,000	右記	(18歳未満)5年 (18歳以上)8年 上限額の範囲内で 複数の用具の申請可能
入浴担架			2級以上								82,400	5	入浴に家族等の他人の介助を要する者
体位変換器※			2級以上							○意)	25,000	5	

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	耳聾・言語・ 七つやく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数(年)	備考 (注意事項・対象者)
頭部保護帽			7級以上					療育A	精神1級		12,160	3	転倒により頭部を強打するおそれのある者
一本杖			7級以上		5級以上(平衡機能)						木材:2,310 軽金属:3,150	3	夜光材付 →430円増 全面夜光材付 →1,260円増 白色ラッカー等付 →273円増
移動用リフト※			2級以上							○(意)	159,000	4	設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
移動・移乗支援用具※			7級以上		5級以上(平衡機能)					○(意)	60,000	8	設置にあたり住宅改修を伴うものを除く 【対象物品】手すり、ベッドサイドレール、スロープ、スリングシート、スライドボード等
点字ディスプレイ				2級以上							383,500	6	
点字タイプライター				2級以上							63,100	5	
点字器				6級以上							標準型真鍮 : 10,712 標準型プラスチック: 6,798 携帯用アルミ : 7,416 携帯用プラスチック: 1,699	5 \n/	
点字図書				6級以上							年間6タイトル 又は24巻		月刊や週間で発行される雑誌は除く
歩行時間延長 信号機用小型送信機				2級以上							7,000	10	
視覚障害者用 ポータブルレコーダー				2級以上							録音再生機:85,000	6	
視覚障害者用 拡大読書器				6級以上							198,000	8	本装置により文字等を読むことが可能になる者

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	耳・言語・ てしやく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数(年)	備考 (注意事項・対象者)
視覚障害者用 活字文書 読み上げ装置				2級以上							99,800	6	
視覚障害者用 色彩判別装置				2級以上							47,000	6	
視覚障害者用 時計				2級以上							触読式:10,300 音声式:13,300	10	
視覚障害者用 体温計(音声式)				2級以上							9,000	5	
視覚障害者用 体重計				2級以上							18,000	5	
視覚障害者用 血圧計				2級以上							16,800	5	
電磁調理器				2級以上				療育A			41,000	6	取付に伴う工事は自己負担
地デジ対応ラジオ				2級以上							29,000	6	
情報・通信 支援用具				2級以上							100,000	5	アプリケーションソフト の使用によりパソコン操 作が可能となる者
	2級以上										100,000	5	入力サポート機器の使用 によりパソコンやタブレ ット端末の操作が可能と なる者
聴覚障害者用 屋内信号装置					2級以上						87,400	10	ドアチャイムの音や電 話、FAXの着信等を光や 振動で知らせるもの
聴覚障害者用 情報受信装置					6級以上						88,900	6	本装置によりテレビの 視聴が可能となる者
聴覚障害者用 通信装置					6級以上						30,000	5	コミュニケーション・緊急連 絡等の手段として必要と認 められる者 【対象物品】FAX等

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	音声・言語・ そしゃく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数(年)	備考 (注意事項・対象者)
ネブライザー (吸入器)	上肢2級以上意)		体幹2級以上意)			音声機能喪失(喉頭摘出)3級	呼吸器3級以上			○意)	36,000	5	上肢もしくは体幹機能2級以上、音声言語そしゃく3級以上、難病患者の場合は、意見書(呼吸器機能障害3級と同程度)の提出が必要。
電気式たん吸引器									56,400		5	吸入器・吸引器一体型の場合給付限度額:56,400円	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)										○意)	157,500	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
自家発電機 又は 外部バッテリー (充電器及びインバーターを含む)						①音声機能喪失(喉頭摘出)3級意)	①呼吸器3級以上意) ②心臓機能障害意)				100,000	5	①呼吸器3級以上もしくは音声機能喪失(喉頭摘出)3級又は意見書(呼吸器機能障害3級と同程度)所持者で、かつ、意見書によって下記対象機器を在宅で使用している者 【対象機器】 人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器 ②心臓機能障害で、かつ、意見書によって補助人工心臓等生命維持に必要な機器を在宅で使用している者 ※初回給付申請時は、すべての障害において意見書の提出が必要
酸素ボンベ運搬車											17,000	5	医療保険における在宅酸素療法を行う者
人工喉頭						5級以上					電動式:72,203 笛式:5,150	5 (4)	喉頭摘出した者
携帯用 会話補助装置		①2級以上				②音声機能喪失(喉頭摘出)3級					98,800	5	①肢体2級以上で、発声・発語に著しい障害を有する者 ②喉頭摘出の場合、人工喉頭の給付を受けている者を除く
透析液加温器							3級以上				51,500	5	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	盲聾・言語・ てしやく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数(年)	備考 (注意事項・対象者)
ストーマ装具							直腸・ぼうこう・小腸(ストーマ造設者)				蓄便袋: 8,858/月 蓄尿袋: 11,639/月		<p>※ストーマを2つ以上造設している者は基準額2倍の額まで申請可</p> <p>【給付対象物品】皮膚保護ペースト・パテ・パウダー・ウエハー、コンバックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、下肢装着用・夜間用蓄尿袋、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤、皮膚洗浄剤、ガーゼ、脱脂綿、潤滑剤、凝固剤、入浴用補助具</p>
紙おむつ等		②(意)	②(意)				①直腸・ぼうこう				12,000/月		<p>①直腸・ぼうこう機能障害で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具装着不可 ・先天性疾患による高度排尿排便機能障害 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度排便機能障害 <p>のいずれかを満たす者</p> <p>②3歳未満で発症した脳原性運動機能障害で、意見書により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力移動不可 ・定時排泄不可 ・意思表示困難 <p>のいずれも満たすと認められる3歳以上の者</p> <p>③障害支援区分認定調査により、排尿又は排便に「全面的な支援が必要」と認められる18歳以上の者。(生活保護等受給者を除く)</p> <p>※上記①～③はいずれも「高齢者紙おむつ等給付券」の交付を受けている者を除く</p> <p>【給付対象物品】紙おむつ、おしりふき、尿取りパッド、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等</p>

③

種 目	上肢障害	上肢・下肢複合	下肢・体幹障害	視覚障害	聴覚障害	耳聾・言語・ たじやかく障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病患者	給付基準額 (消費税を含む) 円	耐用年数 (年)	備考 (注意事項・対象者)
自動消火器				2級以上				療育A	精神1級		28,700	8	
火災警報器				2級以上				療育A	精神1級		15,500	8	

- ・耐用年数とは、同一種目の給付から次の給付までご使用頂く本制度上の期間で、基本的には耐用年数内に再度の給付申請をすることはできません。ただし、事情によっては給付申請可能な場合もあるので、ご相談ください。
- ・備考欄に記載の(注意事項・対象者)をご確認ください。詳細は担当へお問い合わせください。

(2) 申請手続

(必要書類) 申請書、見積書、カタログのコピー、個人番号確認書類、

(場合により→)意見書、特定医療費(指定難病)受給者証、同意書が必要です。

- ・日常生活用具の給付を希望される場合は、**購入前に必ず申請が必要**です。
- ・ストーマ装具及び紙おむつ給付(1年間分:10月分~翌年9月分)の継続給付申請について、例年8月から受付を開始します。(注:11月以降の申請となる場合は、申請月分から給付対象となりますので、ご注意ください。)

(3) 自己負担について

給付基準額超過分は**全額自己負担**。

給付基準額内は**定率1割負担**になります。

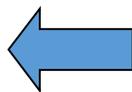
ただし、世帯所得に応じて負担上限額(下表)が設定されているため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は、給付基準額内自己負担は発生しません。

(世帯範囲)18歳以上 → 本人又は配偶者

18歳未満 → 保護者の属する世帯の全員

【1か月当たりの負担上限月額】

世帯所得区分	負担上限月額(円)
生活保護世帯	0
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	24,000



制度詳細の確認・様式等印刷は市ホームページから可能です。

②居宅生活動作補助用具（住宅改修）

重度身体障害者が現在、居住する住宅の住環境を改善する場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。

給付限度額 20万円

住宅改修の範囲	対象者
手すりの取り付け 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え	① 下肢または体幹機能障害3級以上の者 ② 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原生運動機能障害(移動機能障害のみ)3級以上の者 ③ 難病患者等で下肢または体幹機能に障害のある者 ※洋式便器への取替えについては、上肢機能障害2級以上の者

・申請手続

見積書、改修希望箇所の図面・写真（撮影日のわかるもの）が必要です。また、賃貸住宅の場合は、所有者の承諾書が必要です。

居宅生活動作補助用具（住宅改修）の給付を希望される方は購入及び改修を行う前に、障害福祉課まで必ずご相談ください。

※1 対象者につき給付は1回限りです。

※2 介護保険制度の対象となる方は介護保険サービスでの住宅改修制度が優先です。
 詳しくは長寿介護課へお問合せください。



3. 重度身体障害者等住宅改造助成

重度障害者等の方で障害者手帳に記載された障害が原因となって、現在、居住する住宅の改造が必要な場合に、その費用の一部を助成します。
対象者につき、助成は**1回限り**です。

(1)助成対象となる方

- ①重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
- ②下肢または体幹機能障害者（身体障害者手帳3級）
- ③重度知的障害者（療育手帳A）

いずれかの障害がある方。

※ 上記に記載されている障害がある方であっても、工事内容によっては助成対象とならない場合がありますので 事前にご相談ください。

(2)所得制限及び助成額

生計中心者の前年分**所得税額が70,000円以下**の世帯
(毎年1月1日から6月30日までに本事業の申請をする場合において「前年」とあるのは、「前々年」とします。)

生計中心者の階層区分	助成限度額	助成額 (助成限度額内)	本人負担額 (助成限度額内)
生活保護法による被保護世帯	実際の費用又は100万円のいずれか低い額(※1※2)	全額	負担なし
前年分所得税非課税世帯			
上記以外で前年分所得税額が40,000円以下の世帯		2/3	1/3
前年分所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯		1/2	1/2

※1 介護保険制度の対象となる方は、その費用を**除した額**が助成限度額となります。

※2 **居宅生活動作補助用具(住宅改修)**の対象となる方は、その費用を**除した額**が助成限度額となります。

(3)申請手続

申請書、**身体障害者手帳(または療育手帳)**、**見積書**、改造希望箇所の**図面・写真**(撮影日のわかるもの)、生計中心者の**所得税額のわかるもの**(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)、**所有者の承諾書**(賃貸住宅の場合)が必要です。助成を希望される方は**改造を行う前**に、障害福祉課まで**必ず**ご相談ください。

なお、内部障害のみの身体障害者手帳所持者は、医師意見書が別途必要となりますので、事前にご相談下さい。

(4)助成対象箇所

便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等の改造

4. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者は、下表に定める日常生活を容易にするための用具の給付を受けることができます。

日常生活用具の給付を希望される場合は、**購入前に必ず申請が必要**です

種目	対象者	給付基準額 (円)
便器	常時介助を要する者	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	99,000
特殊尿器	自力で排尿ができない者	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500
車椅子	下肢が不自由な者	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しくかけて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	113,520
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700

(1) 申請手続

(必要書類) 申請書、業者発行の見積書、カタログのコピー、**小児慢性特定疾病医療受給者証、意見書**、その他(給付決定に必要となる書類)

(2) 自己負担について

給付基準額内の**自己負担額は所得により変動**します。

給付基準額超過分は**全額自己負担**となります。

詳しくは担当へお問い合わせください。

※介護保険制度について 問合せ 長寿介護課

1. 対象者 (本館 2階14番①② ☎072-620-1639、072-620-1637)

- (1) 65歳以上の方
- (2) 40～64歳までの方で次の疾病(特定疾病)がある方

<ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 	<ul style="list-style-type: none"> ・早老症 ・糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症 ・進行性核上性麻痺 ・大脳皮質基底核変性症 ・パーキンソン病 	<ul style="list-style-type: none"> ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・閉塞性動脈硬化症 ・脳血管疾患 ・がん※
---	---	--

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

2. 要支援1・要支援2の方が利用できるサービス

<p>自宅で利用するサービス 訪問型サービス(総合事業) 介護予防訪問看護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>入所先を自宅とみなすサービス 介護予防特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)</p>
<p>施設に通ったり、宿泊して利用するサービス 通所型サービス(総合事業) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)</p>	<p>生活環境等を整えるサービス 介護予防福祉用具の貸与 介護予防福祉用具購入費の支給 介護予防住宅改修費の支給</p> <p>地域密着型サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ←要支援1の方は利用出来ません。</p>

3. 要介護1～5の方が利用できるサービス

<p>自宅で利用するサービス 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導</p>	<p>施設サービス 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護医療院</p>
<p>施設に通ったり、宿泊して利用するサービス 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ)</p>	<p>地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 ※地域密着型サービスは茨木市民のみが利用できるサービスです。</p>
<p>入所先を自宅とみなすサービス 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)</p>	
<p>生活環境等を整えるサービス 福祉用具の貸与 福祉用具購入費の支給 住宅改修費の支給</p>	

5. 各種施策

名 称	対 象 者	利用 できる 場合	申請先・持ち物
登録手話通訳者、要約筆記者の派遣（※）	聴覚障害者または聴覚障害者と意思疎通するために、手話通訳や要約筆記者が必要な方	<p>手続や会議、行事への参加等、社会生活上で、手話通訳や要約筆記者を必要とするとき</p> <p>※要約筆記者とは、文字によって話しの内容を伝えることです。</p>	(障害福祉課)
重度障害者福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> 本市に居住し、住民登録のある在宅の重度身体障害者（下肢・体幹・視覚及び内部障害）及び重度の知的障害者（療育手帳 A）重度の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級） 病院に入院していない方 施設に入所していない方 <p>※在宅扱いとなる施設もあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付枚数 1 か月当たり 4 枚で、申請月から当該年度分を一括交付 助成額 1 乗車につき乗車料金が 1,000 円未満のときは 500 円、1,000 円以上のときは 1,000 円、を上限に助成 <p>※所得制限があります。</p> <p>※茨木市高齢者福祉タクシー利用券（茨木市長寿介護課で交付）との重複申請は出来ません。</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神手帳・他市から転入された場合は、転入前の市町村発行の世帯全員分の所得証明書等</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>オンライン 申請フォーム→</p> 
自動車運転技能習得費補助	身体障害者（はじめての免許交付より 1 年未満 の方）	<p>教習所での費用の一部（100,000 円、ただし、その費用が 150,000 円未満のときはその費用の 2/3）を補助します。（1 人 1 回限り）</p> <p>※普通自動車のみ</p>	<p>免許証・教習日の領収書・印鑑・本人名義の銀行通帳</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>オンライン 申請フォーム→</p> 
自動車改造費補助	自動車の操向装置の一部を改造する必要がある身体障害者	<p>自動車の改造に直接要した費用（100,000 円を限度）を補助します。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※本人名義の車であり、かつ、本人が運転する車であること</p>	<p>免許証・印鑑・本人名義の銀行通帳・業者の請求内訳書・領収書・自動車検査証・自動車の前後及び改造部分の写真（障害福祉課）（転入者は所得証明が必要な場合有）</p> <p>オンライン 申請フォーム→</p> 
生活福祉資金の貸付	身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方の世帯	<p>経済的自立や生活の安定のために必要な資金の貸付</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※詳細は茨木市社会福祉協議会へお問い合わせください。</p>	<p>茨木市 社会福祉協議会 (072-627-0033)</p>

名 称		対 象 者	利 用 で き る 場 合	申 請 先 ・ 持 ち 物
郵便等による 不在者投票		<ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害者 ・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方 	郵便等投票証明書の交付を受けて、自宅などで不在者投票ができます。 ※詳しい対象者につきましては、右記へお問い合わせください。	選挙管理委員会 (072-620-1675)
声の選挙公報・ 点字版の選挙公報		視覚障害者	朗読し録音した選挙公報や、点字版の選挙公報を、郵送でお届けします。 ※CD(デージー形式)、点字のいづれか一つをお申込みください。	選挙管理委員会 (072-620-1675)
福祉住宅 (府営住宅)	<総合募集>	身体障害者(児)、知的障害者(児)又は精神障害者(児)のいる世帯など	福祉世帯向け募集枠に申込みことができます。(応募要件あり) 【募集時期】 4・6・8・10・12・2の各月	大阪府営住宅高槻管理センター (072-685-1092) (FAX:072-685-1098)
	<車イス常用者世帯向け住宅募集>	下肢又は体幹機能障害の程度が高いため、車イスを常用している方がいる世帯など	車イス常用者世帯向けに設計された住宅に申込みことができます。(応募要件あり) 【募集時期】 4・6・8・10・12・2の各月	
駐車禁止除外指定車標章		障害者本人 (歩行困難な者のみ)	※詳しい対象者につきましては、右記へお問い合わせください。	茨木警察署 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑等※本人申請が原則 (072-622-1234)

6. その他

日常生活自立支援事業

問合せ先 茨木市社会福祉協議会 (Tel072-627-0033)

この制度は、判断能力が不十分な認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある方が、適切な福祉サービス等を利用できるように、その手続きの援助や、日常的な金銭管理のお手伝いなどを行うことで、地域で自立した生活が送れるように支援するものです。

援助内容

- 福祉サービスの情報提供・助言・利用手続き
- 福祉サービスの利用料の支払いや苦情解決制度の利用手続き
- 通帳、権利証、印鑑などの保管
- 日常的な金銭管理のお手伝いなど

利用・費用

※利用は契約という形をとります。(利用者本人と社会福祉協議会)

相談や支援計画の作成は無料。ただし、利用契約締結後は年会費と利用料が必要です。

成年後見制度

問合せ先 地域福祉課 (Tel072-620-1634)、福祉総合相談課 (Tel072-655-2758)

この制度は、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者などで、判断能力が不十分な方を保護するための制度です。

成年後見制度利用支援事業

問合せ先 地域福祉課 (Tel072-620-1634)

成年後見審判の申立てに要する経費の一部を助成します。

対象者 (いずれかに該当)	おおむね65歳以上の高齢者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神通院医療を受けるための自立支援医療受給者、又はその配偶者もしくは4親等以内の親族
	資産等が少ない市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯
助成の対象となる経費	審判開始申立手数料・登記手数料(収入印紙代)、郵便切手代、診断書作成料 鑑定料、弁護士・司法書士の事務手数料

成年後見人等報酬助成事業

問合せ先 地域福祉課 (Tel072-620-1634)

成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な方に、報酬の一部又は全部を助成します。

対象者	本市の市長申立又は成年後見制度利用支援事業により本人申立で後見等開始の審判を受けた方で資産等が少なく、後見人等に対する報酬の支払いが困難な方
助成内容 (上限額)	月額18,000円 ※本市の住民基本台帳に記載されており、かつ本市に居住している期間が対象となります。

6. 各種軽減

1. 交通運賃の割引

(1) 電車・バス・航空・船舶

障害者手帳の提示で運賃が割引される場合があります。

※事業者により割引条件が異なりますので、詳しくは利用される事業者へお問い合わせください。

(2) タクシー

身体障害者手帳又は療育手帳を所持されている方が、タクシーを利用された場合、手帳を提示することにより運賃10%が割引されます。近畿運輸局管内は全社が対象となっています。

※他の地域でも実施されていますので、各タクシー利用時にご確認ください。

※詳しくは、近畿運輸局大阪運輸支局（TEL072-822-6733）へお問い合わせください。

2. NHK 放送受信料の減免

【全額免除】

- ・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

※障害者と同居人全員が非課税であることが必要です。

【半額免除】

- ・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合
- ・重度の障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級）が世帯主の場合
- ・いずれの場合も上記の障害者がNHKの受信契約者である事が必要です。

※半額免除のみオンライン申請が可能です。（詳細はNHKへ）

オンラインの案内はこちら→
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



【必要な手続き】

- ・障害福祉課にて要件確認のうえ、放送受信料免除申請書に証明します。
- ・障害者手帳と印鑑が必要です。

【申請】

障害福祉課で手続後、申請書は下記へ提出してください。

〒661-8790

尼崎市潮江1丁目2番6号 尼崎フロントビル4階

NHK 営業サービス株式会社 兵庫事業所

電話・・・06-6937-9000 FAX・・・06-6937-3501

3. 携帯電話料金割引

障害者手帳をお持ちの方を対象に、携帯電話料金の割引制度があります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

4. 各種施設の割引

各種施設の券売場等で障害者手帳を提示すると、割引が行われる場合があります。詳しくは、各種施設等にお問合せください。

5. 有料道路の通行料金割引

有料道路料金が通常の 50%の割引になります。他の割引との重複適用は出来ません。
事前に障害福祉課（又はオンライン）にて登録手続きをしておく必要があります。

<対象者>	第 1 種	第 2 種
身体障害者手帳	・ 障害者本人が運転する場合 ・ 障害者本人以外が運転し、 障害者本人が同乗する場合	・ 障害者 本人が運転 する 合
療育手帳	・ 障害者本人以外が運転し、 障害者本人が同乗する場合	・ 不可

【ETC無線通行（ノンストップ走行）を利用される場合の割引について】

事前に、特定の自動車やETCカードを登録することによって、ETCレーンを通して割引を受けることができます。

- ・ 対象自動車…①本人または生計を同じにする方が所有する自動車
 ②第 1 種の方で上記の方が自動車を所有していない場合、本人を日常的に
 継続して介護している方の所有する自動車
 ※営業用自動車、トラックは登録不可
 ※障害者 1 名につき 1 台
- ・ ETCカード…本人名義のものに限る。
 ただし、障害者が未成年で第 1 種の場合、親権者等の名義でも可。

【申請方法】

- ① 茨木市役所障害福祉課窓口（又は郵送）申請
- ②（ETC無線通行（ノンストップ走行）を希望する方のみ）オンライン申請
 オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp> 申請ページ QR コード→



【窓口申請時の持参物】

書類名	手続き内容					
	割引申請のみ希望			ETC 無線通行（ノンストップ走行）希望		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新
障害者手帳	○	○	○	○	○	○
自動車検査証※1	×	×	×	○	○	○
ETC カード	×	×	×	○	△※3	△※4
ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書等	×	×	×	○	△※3	△※4
運転免許証※2	△	×	×	△	×	×

※1…電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」を電子機器による画面提示又は印刷物で確認します。

※2…第 2 種手帳所持者のみ。マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」にて免許証画面を
 ご提示（スクリーンショット又は印刷も可）ください。

※3…変更する場合のみ持参ください。 ※4…前回申請時から変更がある場合は持参ください。

【有効期間】

割引制度には**有効期間**があります。**更新手続きは、割引有効期限の 2 か月前から**できます。
 期限は手帳に記載されます。

【利用方法】

各利用方法等に関しては、茨木市障害福祉課 HP でご確認ください。窓口にて
 資料配布をご希望ください。

茨木市 有料道路割引

検索



6. 本市施設利用(個人利用)の減免

施設名	対象者	割引率	備考	問合せ先
各市民プール	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%		スポーツ推進課 (072-620-1608)
竜王山荘	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	宿泊料金のみが対象	竜王山荘 (072-649-4402)
各市民体育館	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	トレーニング室、卓球室等の 個人利用が対象	市民体育館 (072-626-3821) 福井市民体育館 (072-641-4961) 東市民体育館 (072-633-5701) 南市民体育館 (072-630-0111)
春日丘運動広場	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	弓道場個人利用が対象	スポーツ推進課 (072-620-1608)
市駐車場 市駐輪場	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	事前に「減免者等駐車場専用カード」の発行を受ける※	交通政策課 南館4階 (072-647-2916)

※「減免者等駐車場専用カード」は、有人の市駐車場(市駐輪場)でのみ発行いたします。

※「減免者等駐車場専用カード」は、市駐車場の他、市の公共施設(体育館、図書館など)駐車場でもご利用できます。カードの利用に関しては、交通政策課にお問い合わせください。

7. 障害者手帳アプリ「ミライロID」

株式会社ミライロが開発した障害者手帳アプリで、障害者手帳(身体、療育、精神)の情報をスマートフォンに取り込むことにより、スマートフォンの画面上に障害者手帳情報を表示させるものです。一部の市立施設(上記「9. 本市施設利用(個人利用)の減免」に記載の施設など)では、従来の障害者手帳に加え、この「ミライロID」による障害者手帳情報の提示による障害者割引の適用が可能です。「ミライロID」には、他にも、電子クーポンや障害者割引価格のチケットの利用、旅客運賃減額(第1種・第2種)、一人ひとりに合わせた情報の配信等も利用することができます。

「ミライロID」のダウンロードはこちら→



8. 自動車税・軽自動車税の減免

(1) 自動車税の減免

障害者手帳を使用して、減免が受けられる場合があります。手帳の等級・自動車の所有者・使用用途などにより異なりますので、詳細は下記にお問合せください。

※他府県の車両番号の場合、自動車税を納めている窓口へご確認ください。

◎問合せ先一覧

区 分	減 免 対 象 税 目 [申請期限]	問 合 先
自動車を新規に取得する場合	自動車税(種別割) 自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割) [自動車の登録の日]	大阪自動車税事務所寝屋川分室 住所：寝屋川市高宮栄町 13-2 電話：072-823-1801
自動車を既に取得している場合で 4月1日に減免の要件に該当しているとき	自動車税(種別割) [自動車税(種別割)の納期限]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121
自動車を既に取得している場合で 4月1日以降に減免の要件に該当する こととなったとき	自動車税(種別割) [減免事由に該当することとな った日(手帳受領日)から 60 日 以内]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121

※自動車税(種別割)の減免申請は、申請期限後でも可能です。ただし、減免額は申請があった月の翌月から月割りで計算した額となります。なお、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)は、申請期限を過ぎると減免が適用できない期間が発生することがありますので、ご注意ください。詳しくは上記機関にお問い合わせください。

※申請に必要な書類等については、減免のしおり(大阪府発行)を必ずご確認ください。

(2) 軽自動車税（種別割）の減免（茨木市の場合）

毎年度の賦課期日現在(4月1日)に軽自動車等を所有している方で各種手帳をお持ちの方は、納税通知書を送付する5月初旬から納期限である5月31日（納期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合はその翌営業日）までに、減免の申請を行ってください。

なお、納期限までに申請を行わなかった場合、当該年度分の減免は受けられません。

《減免を受けることができる場合》

- ・所有者が、身体・知的・精神障害者本人または生計同一者（家族等）で、次の方が運転する場合
 - ①障害者本人が運転
 - ②生計同一者（家族等）が、障害者本人のために運転
- ・所有者が障害者本人（障害者等のみで構成される世帯の方に限ります）で、常時介護する者が障害者本人のために運転する場合
 - ※ 自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。
 - ※ 普通自動車税（大阪府）・各市町村と減免基準が異なります。
 - ※ 普通自動車・軽自動車等を通じて、1人の身体障害者等について1台に限ります。
 - ※ **お手元に届いた納税通知書は納付をせずに申請時にお持ちください。**

<障害の程度の区分表>

障害の区分		障害の級別等
視覚障害		1～3級及び4級の1
聴覚障害		2～3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能喪失)		3級
上肢不自由		1～2級の1及び2
下肢不自由		1～6級
体幹不自由		1～3級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(片方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1・3級
じん臓機能障害		1・3級
呼吸器機能障害		1・3級
ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障害		1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害		1～3級
知的障害者		療育手帳A
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級

《問合先》 市民税課 諸税係 (本館2階12番 電話:072-620-1614)

9. その他の税の軽減措置

種類	内容	軽減内容	問合せ先
所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・普通障害者控除(本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合) ・特別障害者控除(障害者のうち、障害の程度が重度である場合) ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除 	<ul style="list-style-type: none"> 所得控除 27万円 所得控除 40万円 所得控除 35万円の加算 掛金の全額を所得控除 	最寄りの税務署 又は税務相談室
住民税	<ul style="list-style-type: none"> ・普通障害者控除(所得税の場合と同じ) ・特別障害者控除(所得税の場合と同じ) ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除 ・前年の合計所得が135万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 所得控除 26万円 所得控除 30万円 所得控除 23万円の加算 掛金の全額を所得控除 非課税 	市民税課 本館2階12番 072-620-1614
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の視力障害者(失明又は両眼の視力0.06以下の者)が行うあんま、指圧、はり、マッサージ、きゅう、柔道整復等医業に類する事業 	課税対象外	三島府税事務所
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額に対する贈与税の免除 ・心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したとみなされる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者は6,000万円まで非課税 ・特別障害者以外の特定障害者は3,000万円まで非課税 非課税 	最寄りの税務署 又は税務相談室
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合 ・心身障害者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 税額から満85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者については20万円)控除 非課税 	最寄りの税務署 又は税務相談室

表中の特別障害者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者のことです。普通障害者とは、手帳所持者のうち前述特別障害者以外の方になります

マル優制度の適用

障害者に対してマル優制度(少額貯蓄非課税制度・少額公債非課税制度)が適用されます。それぞれ元本350万円までで、合計700万円を限度として利子等が非課税になります。詳しくは各金融機関にお問合せください。

所得税・住民税の障害者控除対象者認定

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害者または特別障害者に準ずる状態と認められる場合には、申請により障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。認定されると確定申告等で税の控除を受けることができます。

問合せ先：地域福祉課 南館2階15番 電話：072-620-1634

おむつ代の医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に使用したおむつ代を、確定申告時に医療費控除として申請する際、介護保険の要介護認定者で一定の要件を満たしている場合、申請に必要な「おむつ使用確認書」を交付します。これまでは1年目の申告の場合は医師の証明が必要でしたが、令和6年分(令和7年申告分)より、要件を満たせば1年目も確認書を交付することが可能になりました。

問合せ先：長寿介護課 本館2階14番② 電話：072-620-1639 又は最寄りの税務

7. 障害福祉サービス等について

障害福祉サービス

障害者総合支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月より障害福祉サービス体系が次のように変わり、自立支援給付と地域生活支援事業が始まりました。

1. 自立支援給付(介護給付) ※介護保険サービスからの給付を優先します。

※ サービスを使いたいという方は、ニーズ整理のため、まずはお住いの地域の障害者相談支援センター（委託相談支援事業所）（3 ページ参照）へご相談ください。なお、計画相談支援のご利用にあたっては指定特定相談支援事業所（5 ページ参照）へご相談下さい。

訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘル プ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重 度 訪 問 介 護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	同 行 援 護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへ移行する障害者の方について、定期訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との調整を行います。

平成 24 年 4 月より、児童の通所サービスが児童福祉法に基づく「障害児通所支援」に統一されました。

問合せ先 発達支援課 TEL 072-620-1633

日中活動系サービス

入所又は通所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療 養 介 護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短 期 入 所 (ショ ー トステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

給付の種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の方の生活の課題を把握し、その解決に向けて必要となる支援や企業、関係機関との連絡調整を行います。

居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場所で、相談や日常生活上の援助をします。また、必要な方には入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。

障害福祉サービスについては、**サービスに要する費用(食費など実費負担分は除く)の1割が利用者負担**になります。

ただし、負担が大きくなるように、所得に応じた負担上限額(月額)が設けられています。

● 18歳以上の方

● 18歳未満の方

所得区分	利用者負担上限月額	所得区分	利用者負担上限月額
生活保護受給世帯 (障害者本人及び配偶者)	0円	生活保護受給世帯 (申請者の属する世帯全員)	0円
市町村民税非課税世帯 (障害者本人及び配偶者)	0円	市町村民税非課税世帯 (申請者の属する世帯全員)	0円
市町村民税課税世帯 (障害者本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満)	9,300円	市町村民税課税世帯 (申請者の属する世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (障害者本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額が16万円以上)	37,200円	市町村民税課税世帯 (申請者の属する世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が28万円以上)	37,200円

サービスを利用する世帯の利用者負担を軽減します。

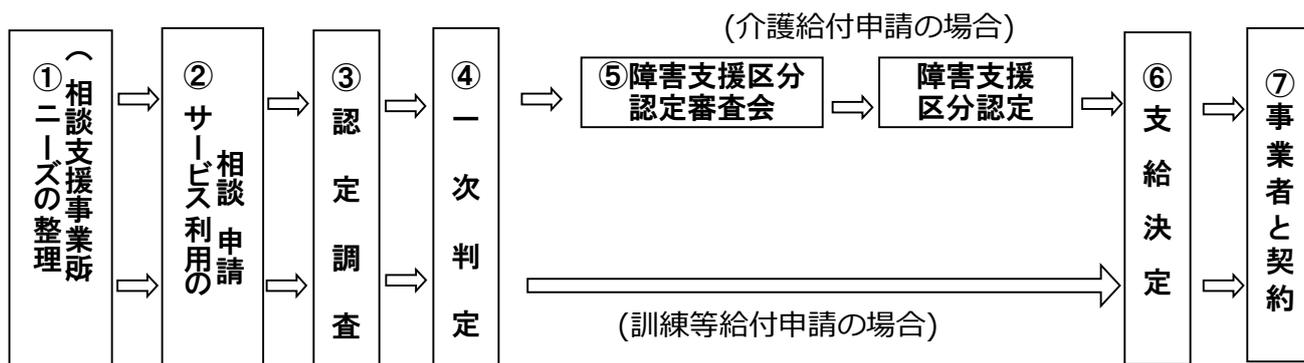
※高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険サービス又は児童福祉法に基づくサービスを利用している人が障害福祉サービスを利用した場合など、基準額を超えてサービス利用料を支払った場合に、超過した額を高額障害福祉サービス費として支給します。また、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた方が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を高額障害福祉サービス費として支給します。(償還払い方式が原則となります。)

※サービスの組み合わせや課税状況により返還対象とならない場合もあります。また、償還払い方式にて支給しますので事前に障害福祉課へお問い合わせください。

※サービスの種類や所得等により、様々な減免制度があります。

障害福祉サービスの利用までの流れは、次のとおりです。



①(原則)相談支援事業所で困りごと等について相談しニーズの整理を行います。

②障害福祉課窓口で障害福祉サービス利用について相談し必要に応じて申請をします。

障害福祉課から申請者に対して「障害福祉サービス等利用計画案提出依頼書」が交付されます。

③市の認定調査員や地区担当員が訪問調査に伺います。

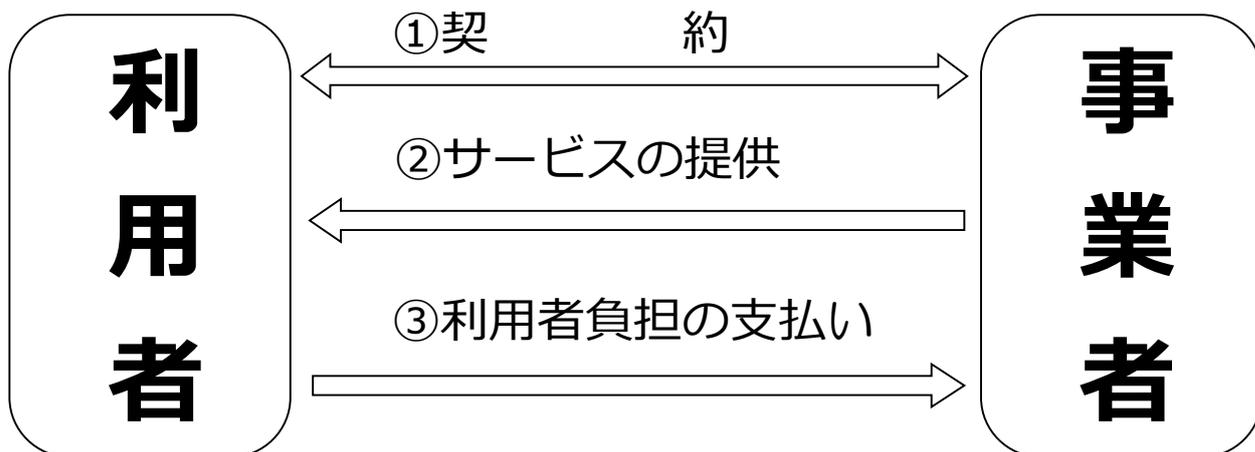
④認定調査の結果をコンピュータにより判定します。

⑤医師意見書や認定調査の特記事項をもとに審査会にかけて、障害支援区分が認定されます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを統合的に表す区分で、区分1から区分6まで6段階あります。

⑥障害福祉課に「障害福祉サービス等利用計画案」を提出します。市は本人の利用意向、障害支援区分、「サービス等利用計画案」等を総合的に勘案し必要に応じて支給決定を行い、支給決定通知と受給者証を交付します。

⑦申請者は、障害福祉サービス提供事業者と利用の契約をします。



2. 地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や、地方分権の観点から、地方が自主的に取組む事業のことです。

※計画相談支援を利用されている場合は指定特定相談支援事業所（計画相談を通じてのサービス調整が可能です。計画相談を利用されていない場合、まずはお住いの地域の障害者相談支援センターで困りごと等の相談（ニーズの整理）をお願いします。（その後、障害福祉課窓口で地域生活支援事業利用について相談し必要に応じて申請をしていただきます。）

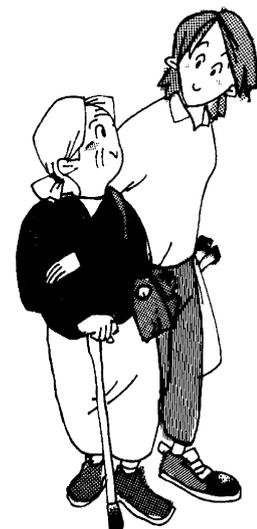
事業	内容
1 相談支援事業	障害者や家族からのさまざまな相談に応じて情報の提供や助言を行います。
2 意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記*（注1）者の派遣を通じて、聴覚障害のある方の円滑なコミュニケーションを支援します。
3 日常生活用具給付等事業 *（注2）	日常生活を便利に、また、容易にするために必要な物の給付を行います。
4 移動支援事業（ガイドヘルプ） *（注2）	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
5 地域活動支援センター事業 Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型 *（注3）	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るものです。
6 訪問入浴サービス事業 *（注4）	家族等の介護による入浴ができない肢体不自由者等に対し支援を行ないます。
7 日帰りショートステイ事業 *（注2）	障害者及び障害児の日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活において必要な支援を行います。
8 入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通に支援が必要な障害者が入院時に医療機関とのコミュニケーションを図るための支援を行います。

*（注1）要約筆記とは、話の内容を文字で伝える方法のことです。

*（注2）のサービス利用については、サービスに要する費用の1割が利用者負担になります。

*（注3）Ⅱ型、Ⅲ型のサービス利用については、サービスに要する費用の1割が利用者負担になります。

*（注4）訪問入浴サービス事業については、一回につき800円が利用者負担になります。

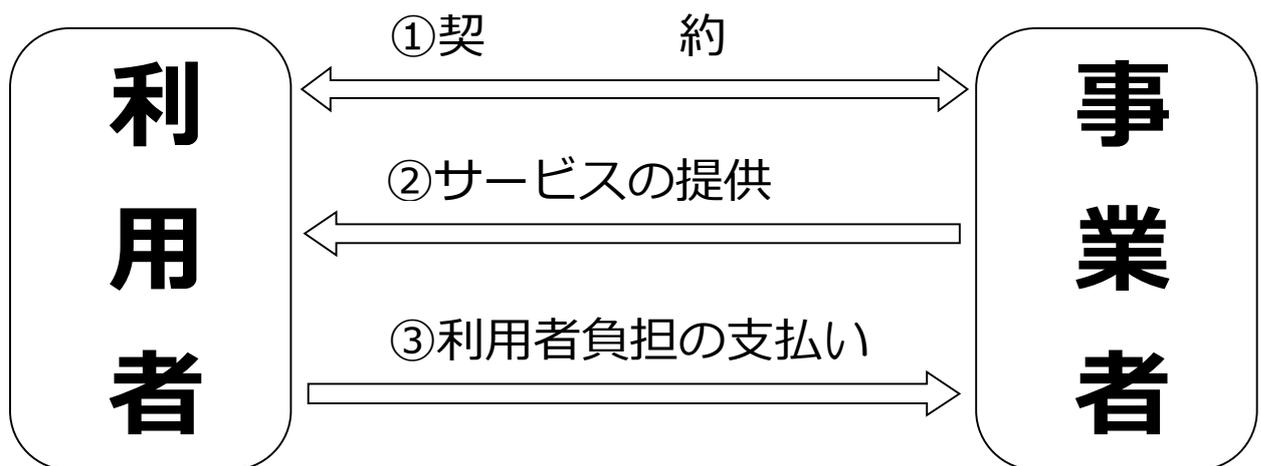
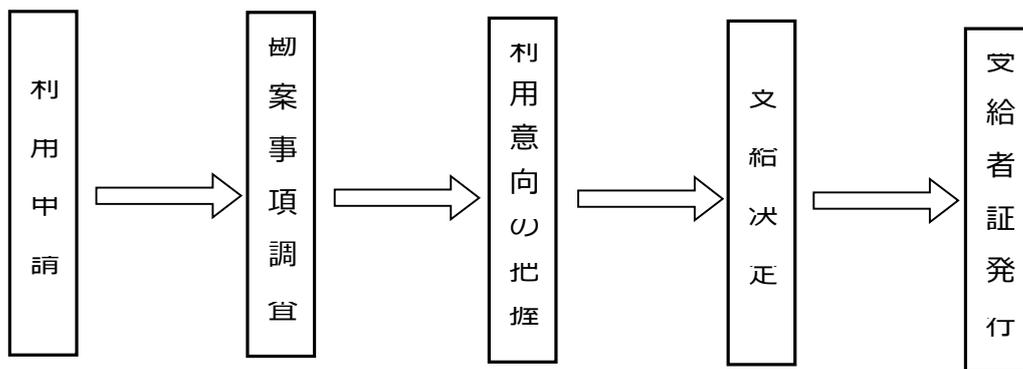


地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、地域生活支援センター I 型事業、入院時コミュニケーション支援事業については無料)はサービスに要する費用の 1 割が利用者負担になります。ただし、負担が大きくなるように、所得に応じた負担上限額(月額)を設けています。

区 分	利用者負担上限月額 (円)
生活保護世帯	0
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	4,000

サービス支給の流れ

利用申請をされた後、本人や介護者の状況、利用意向等について確認させていただきます。支給決定後、サービスの支給量や利用者負担上限月額を記載した「支給決定通知」及び「受給者証」を利用者へ送付します。



8.福祉施設

1. 茨木市立障害福祉センター ハートフル

障害者の自立と社会参加を促進するための支援として、各事業を実施し、在宅障害者へのサービスの充実をめざしています。

*所在地

茨木市片桐町 4 番 26 号

電話：072-620-9818 FAX：072-620-9812

*休所日

日曜日及び月曜日(貸室は日曜日を除く)

祝日、12月29日から翌年1月3日まで

*利用について（以下のサービスは本市に居住している18歳以上の方が対象です。）

★生活介護事業・・・契約手続きが必要です。

〔対象者〕 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方

★地域活動支援センターⅡ型事業・・・契約手続きが必要です。

〔対象者〕 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業受給者証の交付を受けている方

★入浴サービス・・・・・・・・・・事前にご相談いただき、申請書を提出してください。

〔対象者〕

●機械入浴 以下に掲げるいずれの基準にも該当する65歳未満の方

- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ②日常生活において常時介護が必要で、自宅での入浴が困難な方
- ③主治医が入浴及び移送について可能と認めた方
- ④病院に入院又は施設入所していない方

●介護入浴 以下に掲げるいずれの基準にも該当する65歳未満の方

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ②障害の状況により自宅での入浴が困難な方又は自宅に入浴設備がなく障害状況により公衆浴場の利用が困難な方で、通所により介護者等の介助があれば入浴が可能な方
- ③座位保持及び床からの立ち上がりが可能な方
- ④屋内の歩行能力の実用性がある方
- ⑤病院に入院又は施設入所していない方

★講座・・・公募しますので、お申し込みください。

★貸室・・・事前に利用団体登録し、利用希望日の14日前までに利用申請書を提出してください。

(団体区分により3か月前の1日又は5日から利用申請することができます。)

〔対象者〕 下記の基準に該当する団体(構成員は5人以上、2/3名以上が茨木市在住であること。)

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を構成員とする団体
- ②上記①の家族で構成された団体
- ③障害者のためのボランティア活動を茨木市内において実施している実績があり、かつ、現在も活動している団体
- ④その他市長又は指定管理者が適当と認める者(団体)

2. 茨木市立障害者就労支援センターかしの木園

施設種類 就労移行支援・就労定着支援
所在地 茨木市春日一丁目 15 番 22 号
電 話 072-626-5910
対象者 自主通所が可能な 18 歳以上の障害者
申込先 障害福祉課

3. 茨木市立障害者生活支援センターともしび園

施設種類 生活介護事業所・日帰りショートステイ
所在地 茨木市西穂積町 8 番 2 号
電 話 072-623-7795
対象者 18 歳以上の障害者
送 迎 あり
申込先 障害福祉課

4. 茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園

施設種類 児童発達支援センター
所在地 茨木市西穂積町 8 番 11 号
電 話 072-627-6010

○児童発達支援

対象児 発達に支援が必要な就学前の幼児(64 名)

送 迎 あり

入園の相談 発達支援課・あけぼの学園

○地域支援

対象者 18 歳までの発達に支援の必要な子どもとその保護者

事業内容 「障害児相談支援（基本相談・計画相談）」「保育所等訪問支援」
「保護者向けの学習会など」

電 話 072-626-0105（あけぼの学園・地域支援）

5. すくすく親子教室

施設種類 児童発達支援事業所
所在地 茨木市春日三丁目 13 番 5 号
電 話 072-620-9817

072-620-9833(発達療育相談)

対象児 1 歳 8 か月、3 歳 6 か月健康診査後の療育が必要な子ども、就学前の療育が必要な子ども（1 日 48 人）

入室の相談 こども支援センター（健診）、相談機関、医療機関などの関係機関からの紹介

事業内容 健診・保育・教育様々な場での療育の必要性の気づきを適切に支援し、集団生活
が適切に行えるように初期療育を行います。また、電話（面談）発達療育相談も
行っています。

開所日及び開所時間 火曜日から土曜日（午前 9 時から午後 5 時）

児童発達支援提供時間（3 区分） ①午前 10 時から午前 11 時 30 分

②午後 1 時 15 分から午後 2 時 45 分

③午後 3 時から午後 4 時 30 分

6. 茨木市内のオストメイト対応公共施設

施設 の 名 称	所 在 地
茨木市庁舎 本館 1 階	茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 電話 072-622-8121
生涯学習センター きらめき 1 階 2 階	茨木市畑田町 1 番 43 号 電話 072-624-8182
茨木市福井多世代交流センター	茨木市東福井二丁目 23 番 22 号 電話 072-643-1300
茨木市西河原多世代交流センター	茨木市西河原二丁目 17 番 4 号 電話 072-623-9343
茨木市葦原多世代交流センター	茨木市新和町 21 番 27 号 電話 072-637-2422
茨木市沢池多世代交流センター	茨木市南春日丘五丁目 1 番 8 号 電話 072-624-1177
茨木市南茨木多世代交流センター	茨木市東奈良三丁目 16 番 14 号 電話 072-632-0101

7. 障害福祉サービス等事業所一覧

市内の訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスを取り扱う指定事業所一覧と、茨木市と委託契約をしている地域生活支援事業所一覧を、下記QRコードからご確認いただけます。

また、窓口での配布やご郵送も可能ですので、必要な方は障害福祉課 (TEL:072-620-1636、FAX:072-627-1692) へご連絡ください。

茨木市 障害福祉サービス事業所

検索



9. 関係団体、ボランティアグループ

1. 福祉団体

障害者（児）福祉の向上と会員相互の親睦を図る目的で各種行事の実施、研修等の活動をされています。

団 体 名	代 表 者 等
茨木市障害児（者）を守るわかくさ会	森 脇 百々代 電話：072-635-8567
茨木市精神障害者福祉協会	池 野 佐知子 電話：072-632-4820
地域・校区で「障害児・者」の 生活と教育を保障しよう 茨木市民の会	六 條 友 聡 電話：080-2401-7288
茨木市原爆被害者の会	岩 本 賢 三 電話：072-621-1766
茨木市視覚障害者福祉協会	佐 藤 八 重 子 電話：090-2284-3253
茨木市聴力障害者協会	向 鉄 也 FAX：072-635-1053

2. ボランティアグループ

地域社会を自分たちの手によって明るく住みやすくするため、福祉・保健・医療・教育・文化などの生活上の諸問題の解決に自主的に取り組む方々のグループです。

グループ名	連絡先等	活動内容
ボランティアグループ「あゆみ」	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	外出介助等
手引きグループ「クローバー」	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	視覚障害者の外出介助等
グループ「みどり」	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	家事援助等
音訳ボランティア「グループ藍野」	電話：072-627-4129 (中央図書館)	視覚障害者に対する対面朗読やテープ図書の作成等
茨木市バラの会	電話：072-627-4129 (中央図書館)	点訳等
茨木手話サークル「のぼら」	電話：072-620-9818 (障害福祉センターハートフル)	聴覚障害者との交流
シルバーアドバイザー 茨木	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	世代間交流・歌・体操・マジック等 地域福祉全般
精神保健ボランティア「夢ふうせん」	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	精神障害者に対しての支援
ボランティアグループリーディングサービスN	電話：072-627-0086 (ボランティアセンター)	視覚障害者に対する公文書・私文書や図書の朗読

10. 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障害のある人もない人も、“誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に取り組むための、みんなのルールです。

市の責務

市は、基本理念にそって、市民や事業者のみなさんが障害について理解できるように啓発したり、障害のある人が差別を受けたり、嫌な思いをすることがなく、誰もが安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

共に生きる まち茨木の 実現！

市民及び市民活動団体の責務

事業者の責務

市民や市民活動団体、事業者のみなさんは、基本理念にそって、障害について理解を深め、必要な配慮により、ハード（物など）、ソフト（こころなど）の環境を整え、障害のある人もない人も“誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に、出来ることから、取り組みます。

◎多様な意思疎通手段の普及



◎誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

医療：障害のある人が病院などで合理的配慮をしてもらえるようにします

学習：茨木市は学校で障害について学べる機会をつくります

就労：茨木市や事業者は、障害のある人が雇用され、働き続けられるようにします

災害：茨木市は、災害時や緊急時に障害のある人を支えます

バリアフリー：茨木市と事業者は誰でも使いやすいよう施設や設備を整えます

共生：茨木市に住む人は、お互いにつながり、支え合える地域づくりをします